

第 1 回 野田市行政改革推進委員会

令和 6 年 7 月 3 1 日（水）
午後 4 時から
保健センター 3 階大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 事

（１）会長及び副会長の選出

（２）行政改革大綱の見直しについて（諮問）

（３）行政改革大綱の重点目標及び取組項目並びに見直しの方向性について

（４）令和 5 年度行政改革大綱実施計画の取組状況について

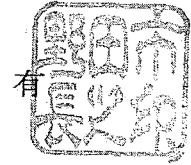
4 閉 会



野 総 行 第 78 号
令和 6 年 7 月 31 日

野田市行政改革推進委員会
会 長 山 本 和 也 様

野田市長 鈴 木



野田市行政改革大綱の見直しについて（諮問）

野田市行政改革推進委員会設置条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

（諮問事項）

野田市行政改革大綱の見直しについて

(諮問趣旨)

野田市は、野田市行政改革推進委員会の答申を基に策定した野田市行政改革大綱（平成31年3月改訂）に基づき、令和3年度に一部見直しを行った上で、行政運営の効率化や財政運営の健全化を図るため、行政改革を推進しております。

また、野田市総合計画において、構想の実現に向けた考え方の一つとして「持続可能な行財政運営」を位置付け、「社会状況の変化や多様化し続けるニーズに的確に対応し、将来にわたって安定的に満足度の高い行政サービスを提供していくため、事務事業や組織等の見直し等により、様々な角度から行財政運営の効率化を進めます。」と定めております。

社会経済情勢は刻々と変化し、出生率低下による生産年齢人口の減少に加え、超高齢社会に伴う社会保障費の増加、最低賃金や物価上昇による工事費、委託料及び消耗品費等の増加、更には、定年延長制度の施行に伴う定年延長職員や再任用短時間職員を含めた人員配置の適正化など、多くの課題に直面しております。

持続可能な行財政運営を行っていくためには、変化する社会経済情勢や複雑・多様化する行政需要に的確かつ柔軟に対応し、更なる行政改革を推進していく必要があります。

つきましては、令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6年間に、野田市が更なる行政改革を推進するための指針となる行政改革大綱の見直しをお諮りするものです。

野田市の現況

I	野田市の現況	・・・・・・・・・・・・・・・・	P	2
II	社会環境の変化	・・・・・・・・・・・・・・・・	P	5
III	野田市の財政状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	P	11
IV	これまでの行政改革の取組	・・・・・・・・・・・・・・・・	P	19

I 野田市の現況

1 野田市の概況

	令和 6 年 4 月 1 日現在	平成 30 年 4 月 1 日現在	増 減
住基人口	153,656 人	154,348 人	▲692 人
男	77,169 人	77,570 人	▲401 人
女	76,487 人	76,778 人	▲291 人
世帯	72,456 世帯	67,122 世帯	5,334 世帯
面積	103.55 km ²		—
就業者数	68,237 人	68,762 人	▲525 人
第 1 次	1,274 人	1,410 人	▲136 人
第 2 次	17,506 人	18,780 人	▲1,274 人
第 3 次	49,457 人	48,572 人	885 人
一般会計予算	535 億円	478 億円	57 億円
正規職員数	1,011 人	1,007 人	4 人

2 野田市の職員数及び行政組織（令和 6 年 4 月 1 日現在）

（1） 職員数

（人）

	市長	議会	選挙	監査	教育	農委	消防	水道	計
職員数	703	8	4	5	106	5	196	24	1,051
定数条例	721	9	5	6	120	7	198	28	1,094

※職員数は、任期付職員（育休除く）22 名及び再任用（フルタイム）職員 18 人の合計 40 人を含む。

(2) 行政組織

室・部	課等
市政推進室	※P R 推進室調整担当
	※鈴木貫太郎記念館建設準備担当
	※鉄道建設促進担当
	※鉄道複線化担当
—	P R 推進室
企画財政部	企画調整課
	財政課
	課税課
	収税課
総務部	総務課
	人事課
	行政管理課
	情報政策課
	管財課
	営繕課
	公共施設管理課
	※行政対象暴力担当
市民生活部	市民課（出張所含む）
	国保年金課
	市民生活課
	防災安全課
	関宿支所
	※防犯担当
	※防災担当
自然経済推進部	商工労政課
	農政課
	みどりと水のまちづくり課
	スポーツ推進課
	※遊休農地活用担当
	※開発協会担当
	※工事担当
環境部	清掃計画課
	環境保全課
	清掃管理課
	※廃棄物処理担当
土木部	管理課
	道路サービス課
	道路建設課
	下水道課
	用地課

室・部	課等
都市部	都市計画課
	都市整備課
	梅郷駅西土地区画整理事務所
	愛宕駅周辺地区市街地整備事務所
	関宿地区土地区画整理事務所
福祉部	生活支援課
	障がい者支援課
	高齢者支援課
	人権・男女共同参画推進課（福祉会館含む）
	こぶし園
健康子ども部	児童家庭課
	子ども保育課（保育所含む）
	子ども家庭総合支援課
	保健センター （子どもの発達相談室、関宿保健センター含む）
会計管理者	—
生涯学習部	教育総務課
	生涯学習課（公民館・青少年センター含む）
	興風図書館
学校教育部	学校教育課（給食センター、幼稚園含む）
	指導課（子ども家庭総合支援課分室含む）
議会事務局	—
選挙管理委員会事務局	—
監査委員事務局	—
農業委員会事務局	—
消防	総務課
	予防課
	警防課
	消防署
水道部	業務課
	工務課

注：※印は、特命担当職

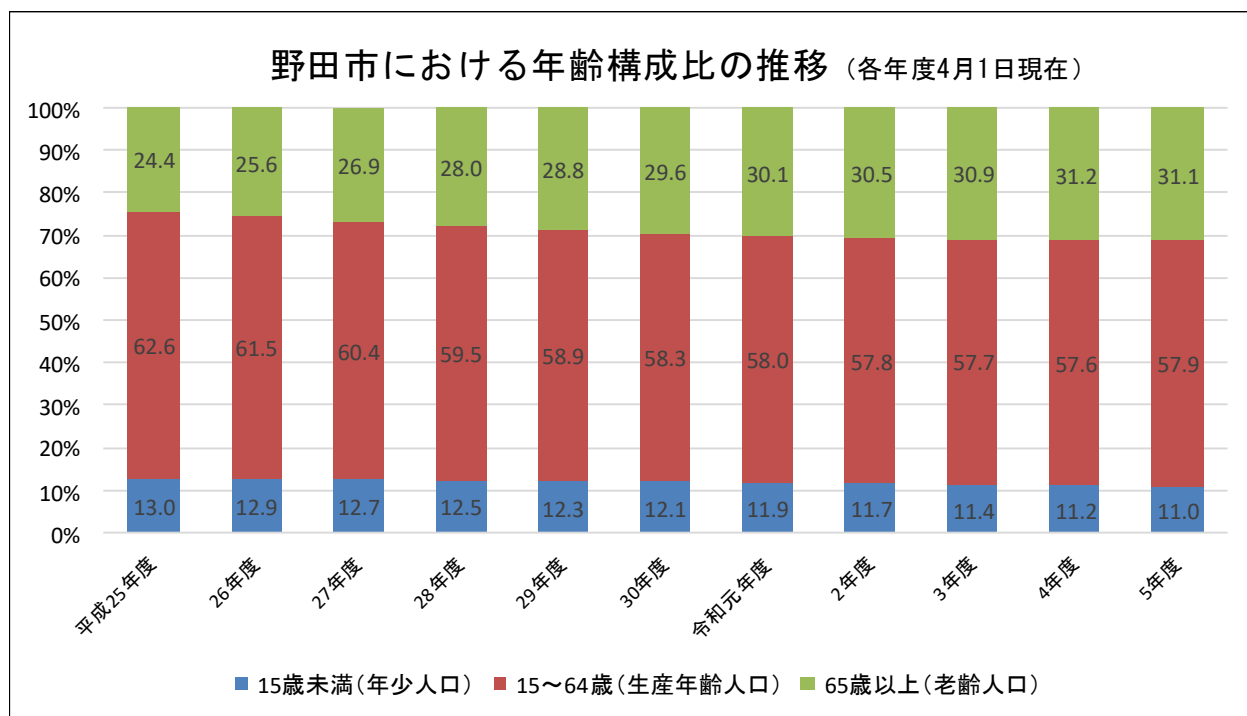
Ⅱ 社会環境の変化

1 少子高齢化の進展

全国的に少子高齢化が進み 65 歳以上の高齢人口が増加する中、野田市においても同様に少子高齢化が進んでいる。令和 5 年 4 月 1 日の状況で比較すると、野田市の高齢人口割合は 31.1%で、全国 28.6%、千葉県 27.5%を上回り、東葛 5 市と比較すると最も高い割合となっている。

合計特殊出生率は、全国的に低下傾向にある中、野田市においても低下傾向にある。千葉県が公表する令和 4 年の合計特殊出生率では、野田市は 1.06 で、全国 1.26、千葉県 1.18 を下回っており、東葛 5 市と比較すると最も低い割合となっている。

このような状況において、これまで以上に子育て支援や、高齢者の保健・医療など福祉分野における行政需要の更なる量的拡大が見込まれる一方、主たる税の負担層である 15 から 64 歳までの生産年齢人口の減少により、税収の伸びが期待できない。さらに、15 歳未満の年少人口も減少しており、将来的にも税収の伸びが期待できない。



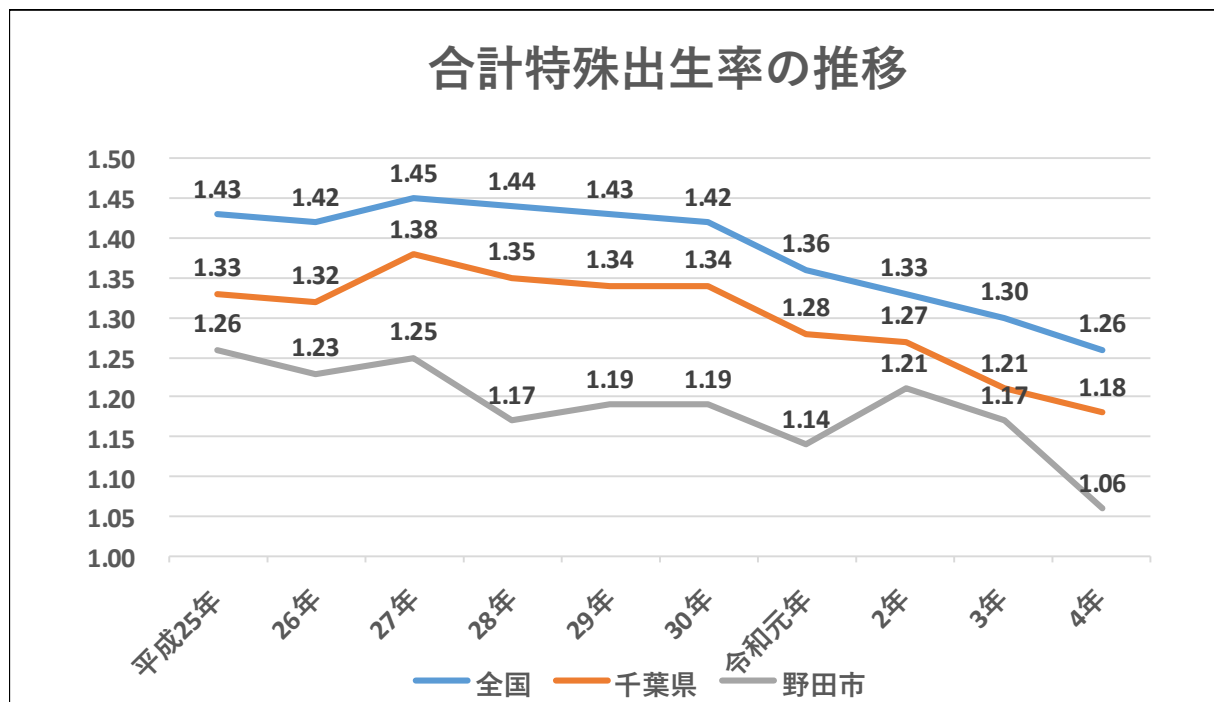
◆国・県・近隣市の状況

（令和 5 年 4 月 1 日現在 ※国は令和 5 年 1 月 1 日現在）

	野田市	国	千葉県	松戸市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	我孫子市
15 歳未満	11.0%	11.8%	11.5%	11.1%	12.6%	16.4%	11.1%	10.4%
15～64 歳	57.9%	59.6%	61.0%	63.0%	61.4%	61.1%	60.3%	58.7%
65 歳以上	31.1%	28.6%	27.5%	25.9%	26.0%	22.5%	28.6%	30.9%

（出典：国は、総務省ホームページ 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数 資料 2）

（出典：国以外は、千葉県ホームページ千葉県年齢別・町丁字別人口令和 5 年度第 1 表男女別・年齢別人口）



(出典：千葉県ホームページ 合計特出生率表 2 合計特殊出生率の推移市町村別)

※合計特殊出生率とは…

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯何人の子供を生むのかを推計したもの。

●国・県・近隣市の合計特殊出生率の推移

(人)

	平成 25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	令和 元年	2 年	3 年	4 年
野田市	1.26	1.23	1.25	1.17	1.19	1.19	1.14	1.21	1.17	1.06
国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26
千葉県	1.33	1.32	1.38	1.35	1.34	1.34	1.28	1.27	1.21	1.18
松戸市	1.36	1.30	1.38	1.31	1.30	1.28	1.28	1.23	1.16	1.10
柏市	1.31	1.29	1.37	1.35	1.35	1.33	1.30	1.33	1.28	1.20
流山市	1.50	1.47	1.53	1.57	1.62	1.67	1.59	1.55	1.56	1.50
鎌ヶ谷市	1.33	1.33	1.33	1.28	1.28	1.29	1.22	1.23	1.19	1.14
我孫子市	1.27	1.21	1.31	1.26	1.20	1.27	1.20	1.27	1.26	1.13

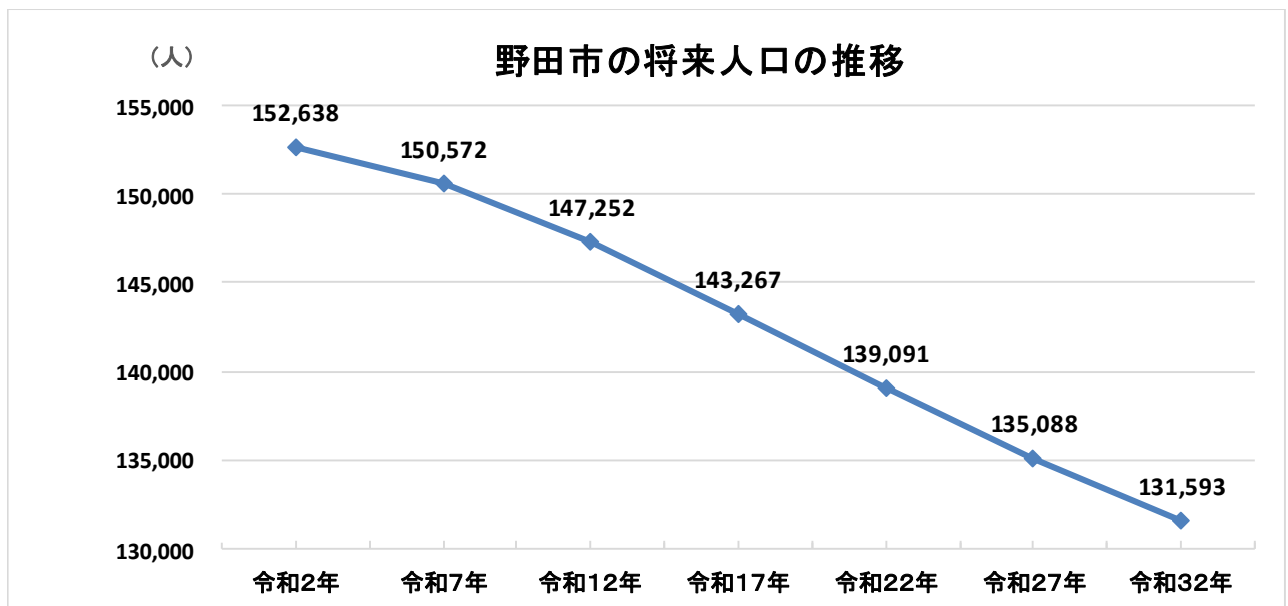
(出典：千葉県ホームページ 合計特出生率 表 2 合計特殊出生率の推移市町村別)

2 将来人口

(1) 総人口

国立社会保障・人口問題研究所が令和2年の国勢調査を基に行った、令和32年までの5年ごとの人口推計によれば、国全体では、令和2年の126,146,000人から令和32年には104,686,000人に減少することが見込まれており、県においても同様に6,284,480人から5,690,156への減少が見込まれている。

野田市の人口は、住民基本台帳人口によれば平成23年をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、国及び県同様に令和2年の152,638人から令和32年には131,593人まで減少することが見込まれていることから、税収の伸びは期待できない。



(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口
全都道府県・市区町村別の男女・年齢(5歳)階級別の推計結果)

◆国・県・近隣市の人口推計

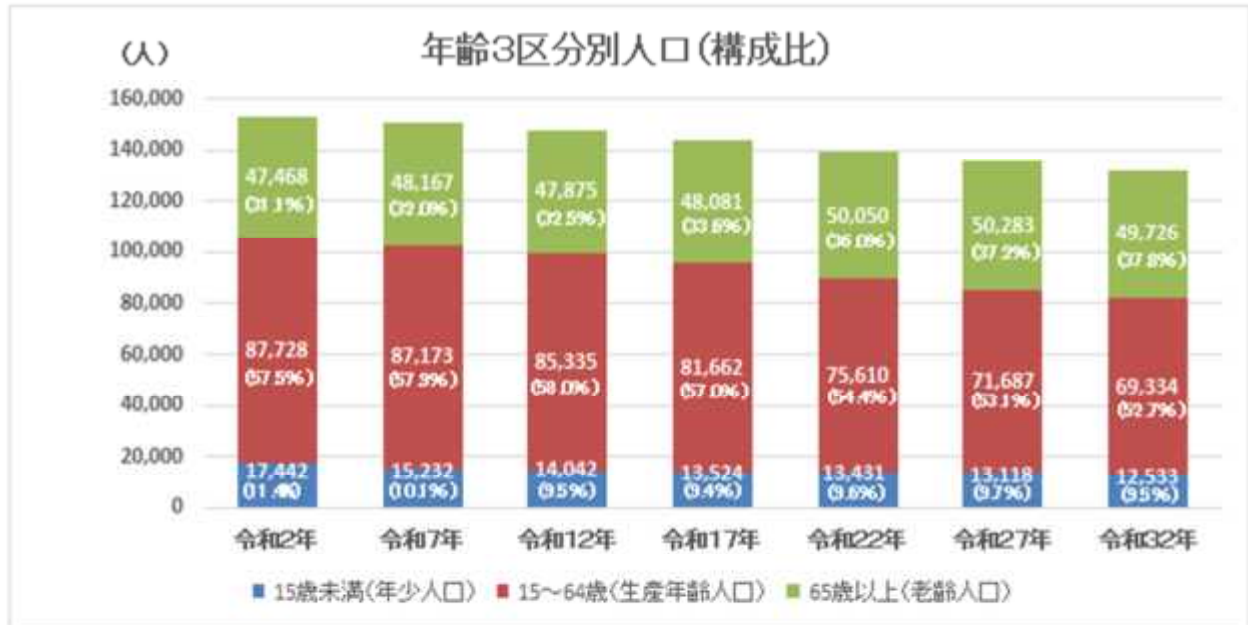
(人)

	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
野田市	152,638	150,572	147,252	143,267	139,091	135,088	131,593
国	126,146,000	123,262,000	120,116,000	116,639,000	112,837,000	108,801,000	104,686,000
千葉県	6,284,480	6,258,104	6,178,890	6,076,243	5,955,795	5,824,413	5,690,156
松戸市	498,232	498,909	496,472	492,959	488,305	482,576	476,057
柏市	426,468	435,045	439,526	441,320	440,804	438,567	435,479
流山市	199,849	217,368	225,466	232,030	236,575	239,504	241,539
鎌ヶ谷市	109,932	108,882	108,254	107,091	105,704	104,399	103,245
我孫子市	130,510	128,176	124,907	121,326	117,816	114,724	112,074

(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)
全都道府県・市区町村別の男女・年齢(5歳)階級別の推計結果)

(2) 年齢別構成

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、野田市の年少人口及び生産年齢人口は、令和2年以降減少し続け、それに反比例して高齢人口の割合が増加する。



(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）
全都道府県・市区町村別の男女・年齢（5歳）階級別の推計結果）

◆国・県・近隣市の年齢別構成

【令和2年度】

	野田市	国	千葉県	松戸市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	我孫子市
15歳未満	17,442	15,032,000	736,623	56,967	53,334	31,444	12,560	14,303
15～64歳	87,728	75,088,000	3,813,987	311,509	260,161	121,103	64,999	75,668
65歳以上	47,468	36,027,000	1,733,870	129,756	112,973	47,302	32,373	40,539
合計	152,638	126,147,000	6,284,480	498,232	426,468	199,849	109,932	130,510

(出典：国立社会保障・(人口問題研究所) 130510人)

【令和32年度】

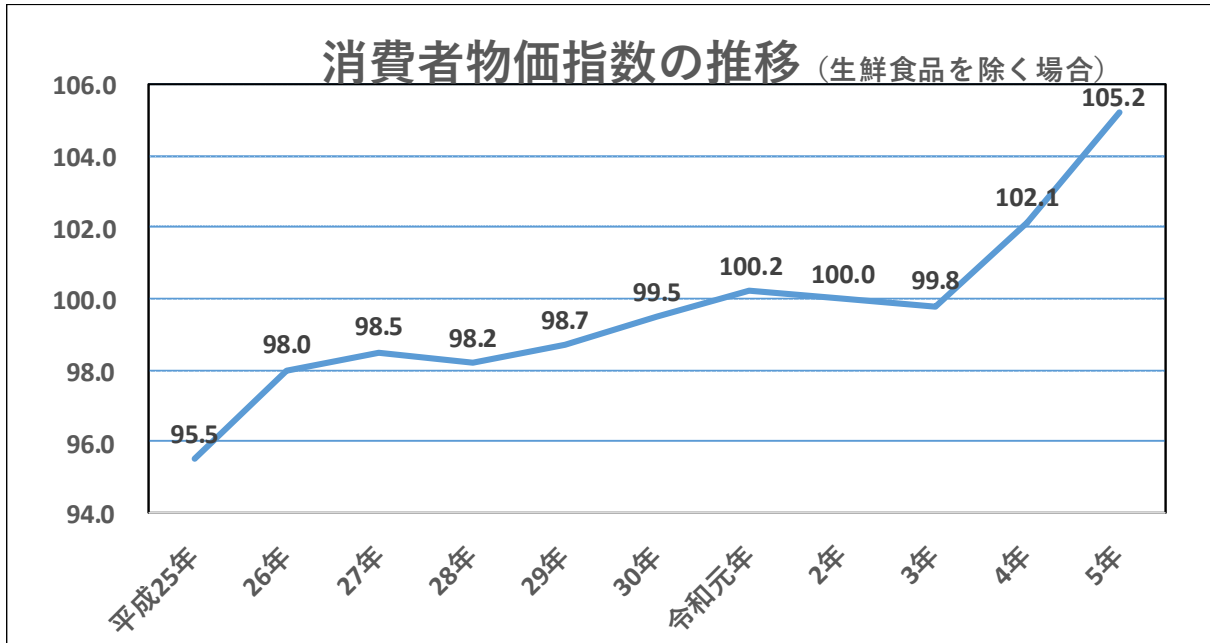
	野田市	国	千葉県	松戸市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	我孫子市
15歳未満	12,533	10,406,000	565,062	45,199	49,014	34,674	9,545	10,127
15～64歳	69,334	55,402,000	3,103,053	266,517	243,380	137,385	55,732	56,603
65歳以上	49,726	38,878,000	2,022,041	164,341	143,085	69,480	37,968	45,344
合計	131,593	104,686,000	5,690,156	476,057	435,479	241,539	103,245	112,074

(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）
全都道府県・市区町村別の男女・年齢（5歳）階級別の推計結果）

3 物価の高騰及び最低賃金の上昇

(1) 物価の高騰

新型コロナウイルスやウクライナ情勢に加え、円安も重なるなど、社会経済情勢の変化に伴い物価の上昇が収まらず、野田市の工事費、委託費及び消耗品費等の増加が見込まれる。



（出典：総務省統計局 2020年基準消費者物価指数全国2023年（令和5年）平均）

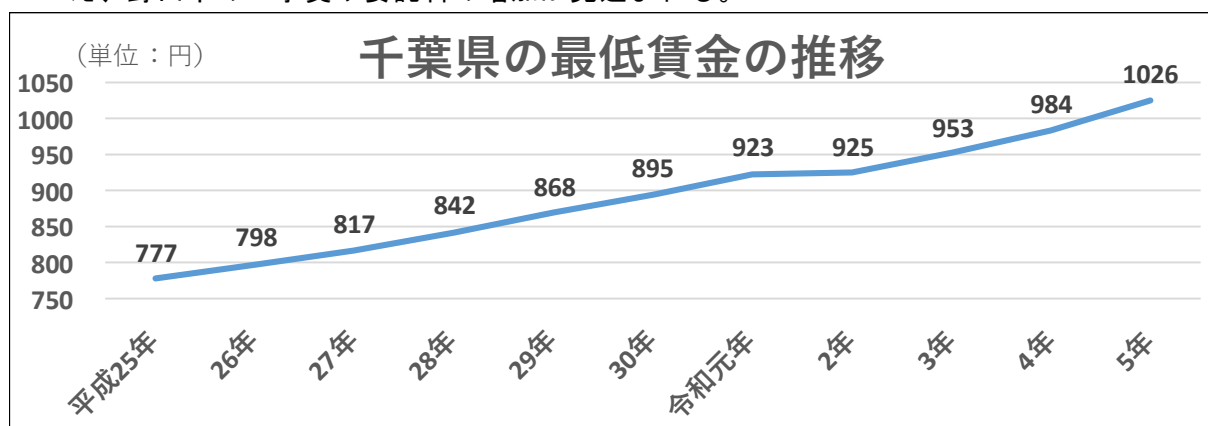
※消費者物価指数とは…

全国の世帯が購入する各種の財・サービスの価格の平均的な変動を測定するもの

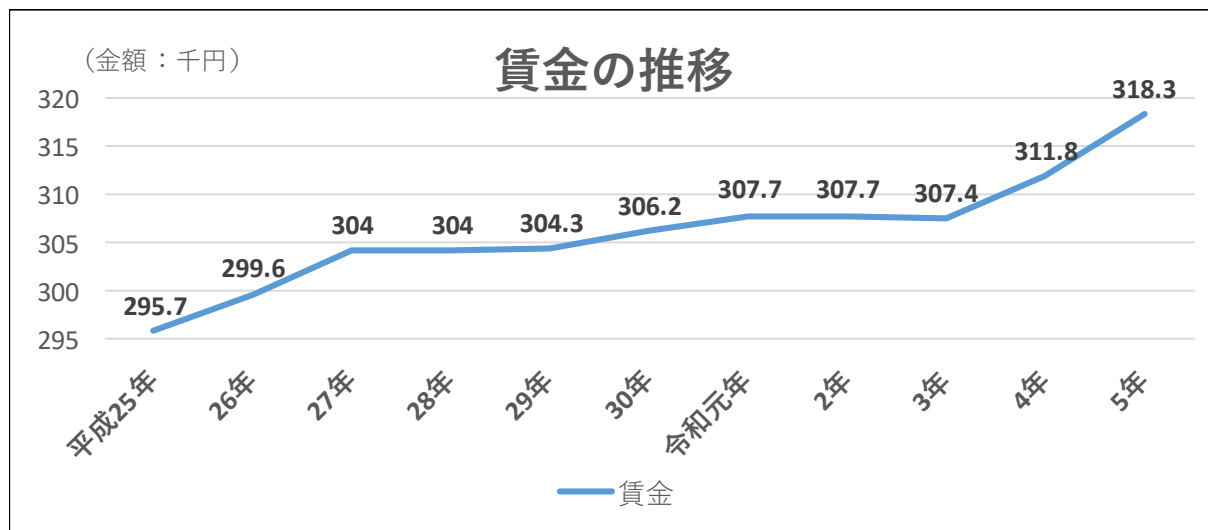
(2) 最低賃金の上昇

国は平成 29 年 3 月「働き方改革実行計画」を決定し、最低賃金について、年 3%程度を目途として引き上げ、全国加重平均が 1,000 円になることを目指すこととし、令和 6 年度に達成することが見込まれる。現在、物価の上昇が収まらず、実質賃金が上昇していない状況において、令和 7 年度以降も最低賃金の上昇が見込まれる。

また、厚生労働省が毎年度実施する賃金構造基本統計調査によれば、企業規模 10 人以上の企業で、令和 5 年 6 月分の所定内給与額（支給された現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額）の平均値が、318.3 千円（男女計）となっており、平均賃金が年々上昇していることから、野田市職員の人件費に加え、野田市の工事費や委託料の増加が見込まれる。



(出典：厚生労働省千葉労働局 千葉県の最低賃金の推移)



(出典：厚生労働省 令和 5 年賃金構造基本統計調査 産業大分類産業計)

※賃金構造基本統計調査とは…

統計法に基づく「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、全国の主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするもの。例年 6 月分の賃金について、同年 7 月に調査を行い、翌年 3 月に公表される。

Ⅲ 野田市の財政状況

1 歳入

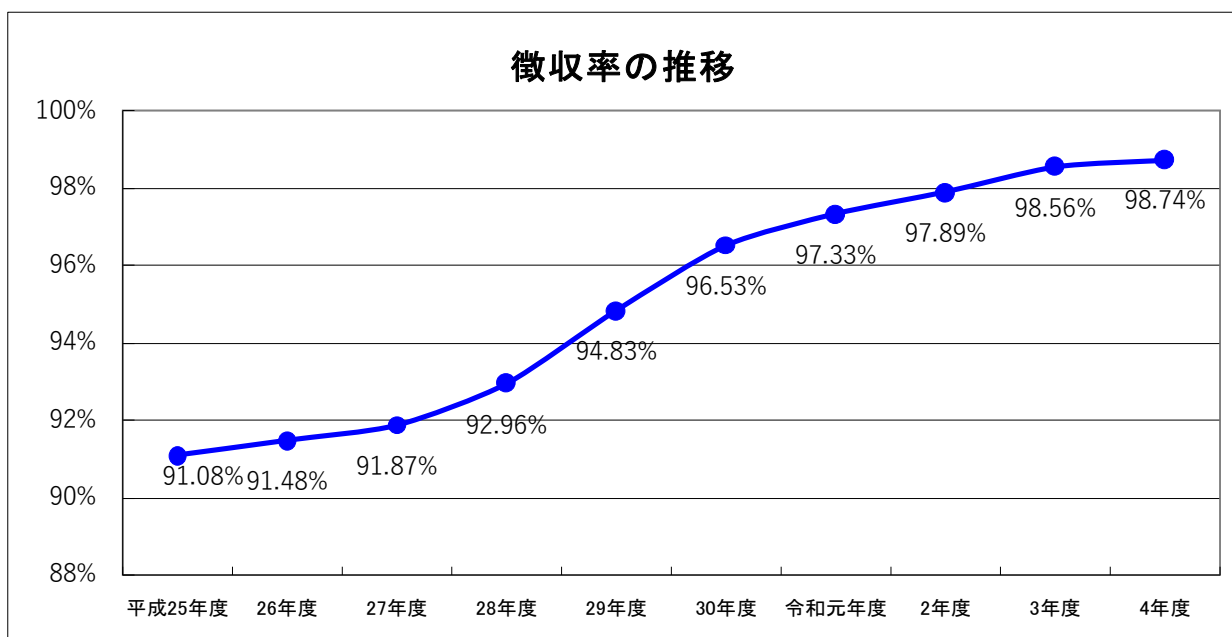
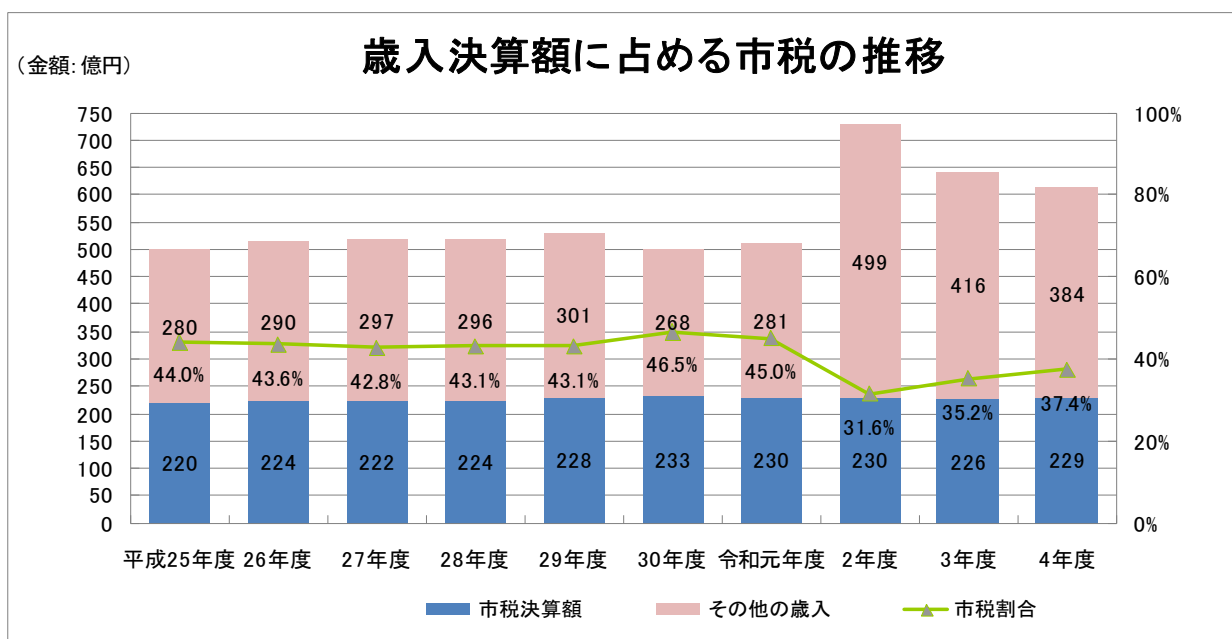
(1) 歳入規模及び市税の推移

歳入決算規模は、ほぼ横ばいの状態が続いていたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策に係る国の交付金等（その他の歳入）の増加により、大幅に増加している。

市税については、東日本大震災による落ち込みからの回復や徴収率の向上により、平成30年度までは増加傾向となっていたが、令和元年度以降は、税制改正や新型コロナウイルス感染症の影響等による調定額の減少に伴い減少している。

今後は、本市の歳入の根幹となる市税が、生産年齢人口の減少に伴い減少することが予想され、財政状況は一層厳しさを増すと考えられる。





市税の徴収率は、平成29年度に94.83%であったため、平成30年度に行政改革大綱を見直した際に令和6年度最終目標値を98.60%と設定したが、それに対する実績は、令和2年度97.89%、3年度98.56%、4年度98.74%と上昇し、4年度に目標を達成した。

徴収率は、行政改革の取組により年々上昇し、成果を上げているが、将来的には頭打ちとなることに加え、生産年齢人口の減少に伴い調定額そのものが減少することから、税収減となることが予想される。

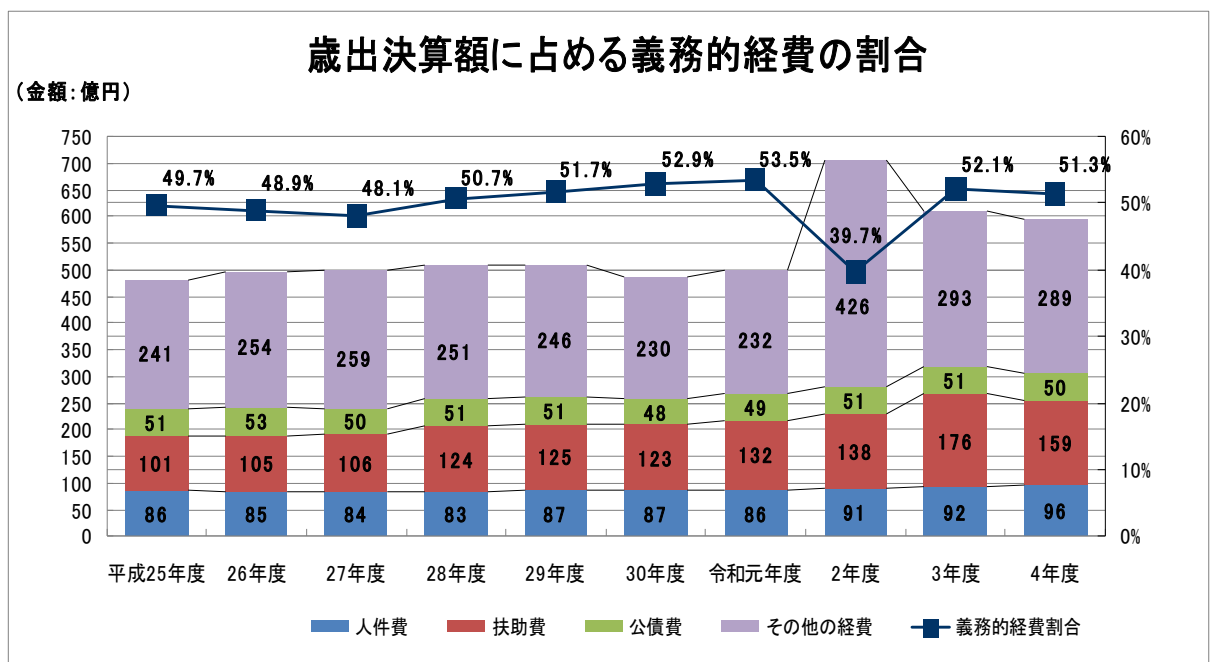
2 歳出

(1) 歳出規模及び性質別歳出内訳の推移

歳出決算規模は、歳入と同様にほぼ横ばいの状態が続いていたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策経費により、大幅に増加している。

義務的経費については、社会保障関係費の伸びによる扶助費の増加に加え、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策に係る各種給付金の支給による扶助費の増加や、会計年度任用職員制度の導入に伴う人件費の増加により、大幅に増加している。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金等の支給により、その他の経費が急激に増加している。

歳出については、超高齢社会の到来により、社会保障関係費の更なる増加が見込まれるほか、多くの施設が大規模改修等の時期を迎えることから、将来に向けた歳出の抑制策を講じることが必要である。

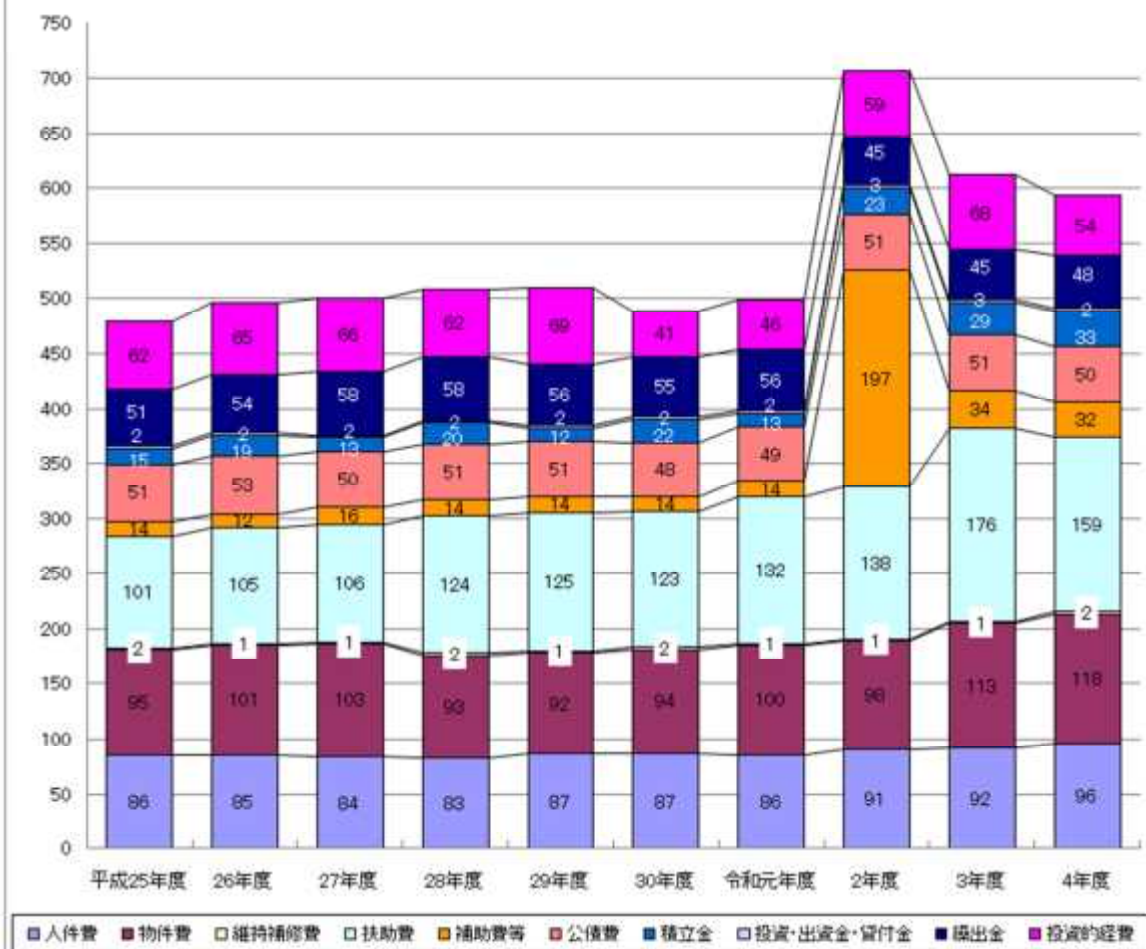


※義務的経費とは…

歳出のうち、その支出が法令などで義務づけられている経費として、人件費（議員報酬、特別職給与、職員給与など）、扶助費（生活保護費など）、公債費（地方債の元利償還金）を一般的に義務的経費といいます。

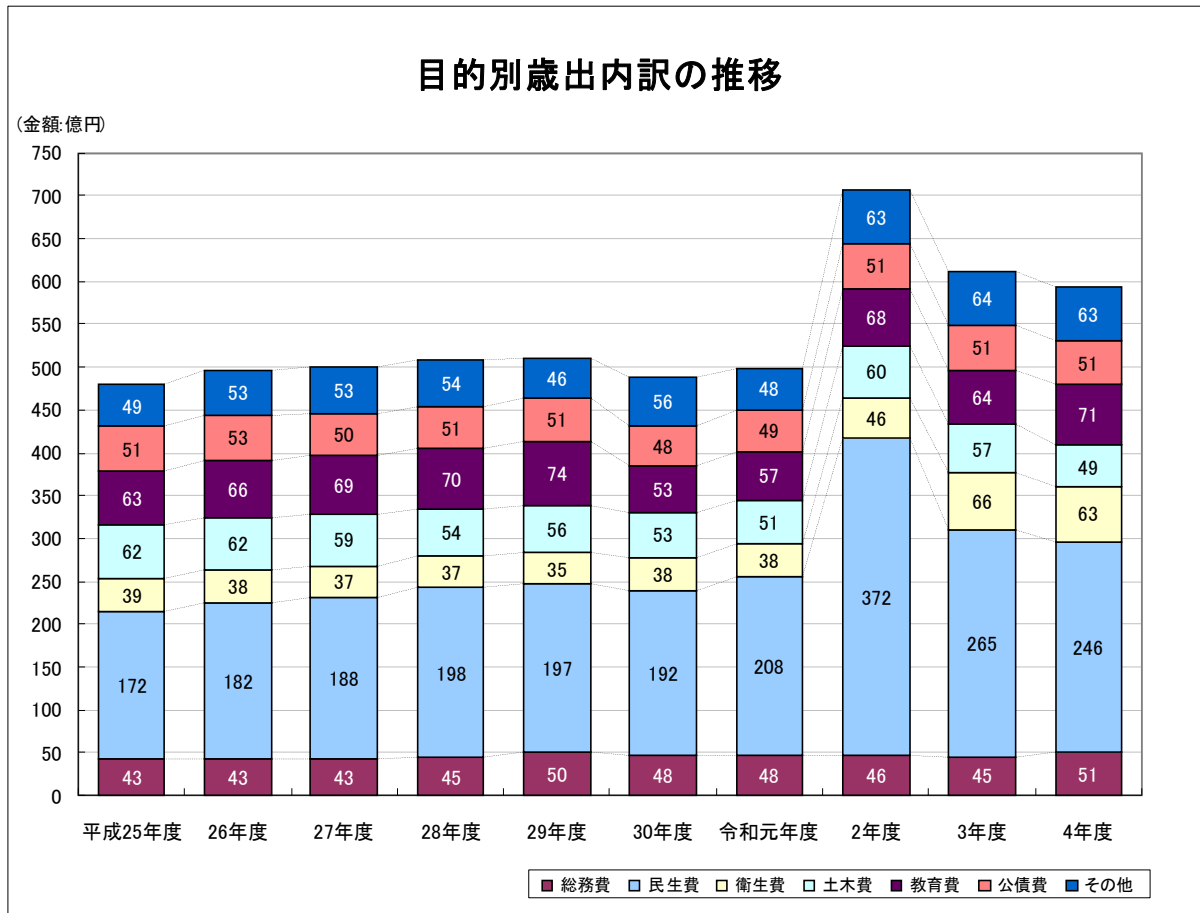
歳出決算規模と性質別歳出内訳の推移

(金額:億円)



(2) 目的別歳出内訳の推移

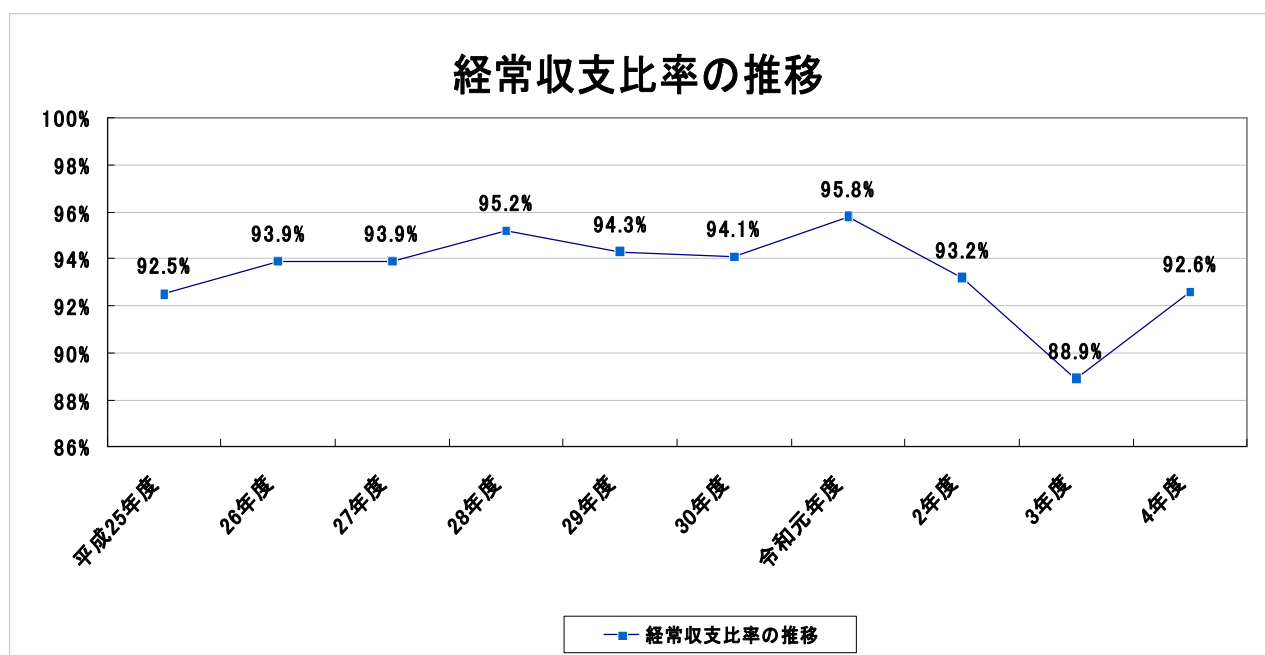
行政目的ごとの分類である目的別予算で見ると、社会保障関係費の伸びによる民生費の増加が著しく、特に令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策に係る各種給付金の支給により急激に増加している。衛生費については、令和2年度以降、新型コロナウイルスワクチン接種等の新型コロナウイルス感染症対策経費により、急激に増加している。



(3) 経常収支比率の推移

財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、社会保障関係費を始めとする経常経費の増加により悪化傾向にあったが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの事業が中止になったこと、各種福祉サービスの利用控えや診療控えがあったことなどにより改善した。また、令和3年度は、普通交付税及び臨時財政対策債の大幅な増額配分を受けて大幅に改善したが、これは本市だけでなく全国的なものであり、単年度に限っての措置であるため、4年度は再び悪化に転じている。

今後は、社会保障関係費が引き続き増加する見込みであることに加え、更なる物価高騰、各種福祉サービスの利用控えや診療控えの解消などにより、経常経費の増加が見込まれることから、更なる悪化が危惧される。

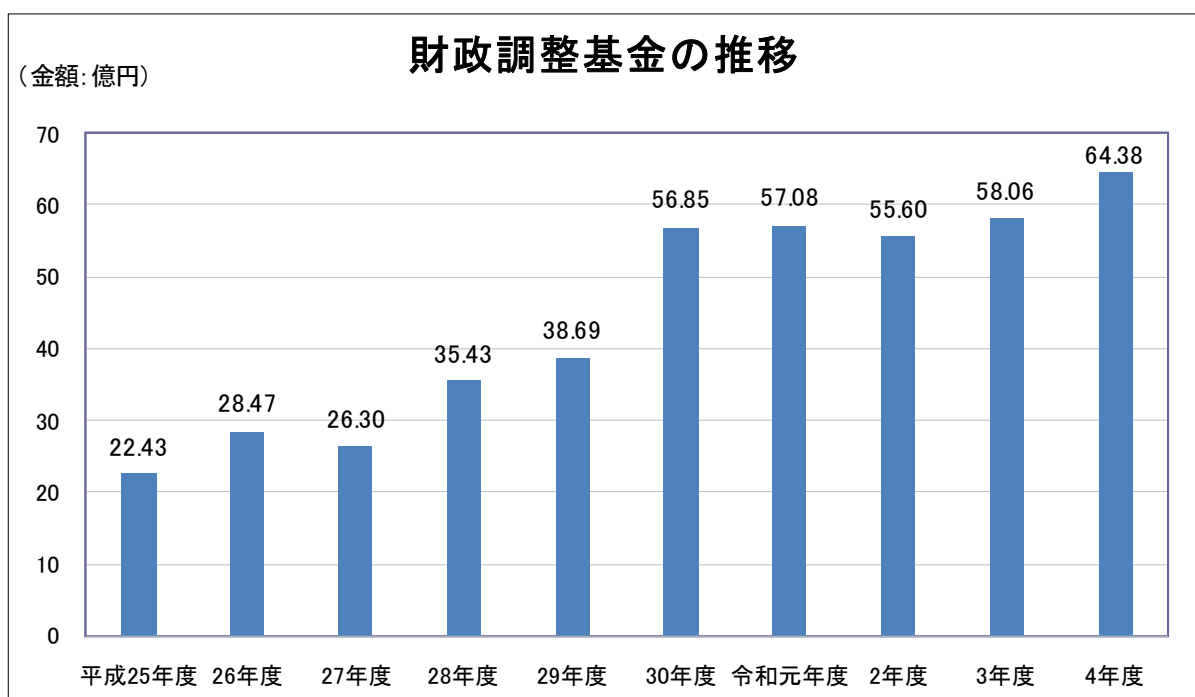


(4) 財政調整基金の推移

財政調整基金については、平成 25 年度 22 億 4,294 万円の残高が、令和 4 年度には、64 億 3,801 万円となり、大幅に増加している。

財政調整基金は、市の標準財政規模の 10%が一つの目安となるが、本市では、公共施設の老朽化対策としての大規模改修や建替えなどの大規模な財政需要に対しても、柔軟で安定した財政運営を可能とするため、平成 28 年度より標準財政規模の 20%を目標として増強を図ってきた。本市の令和 4 年度の標準財政規模は 319 億 1,967 万円であるため、63 億 8,393 万円が 20%に当たり、令和 4 年度の残高は、標準財政規模の 20.2%となり、目標を達成した。

今後の厳しい財政状況を乗り切るためにも、一定規模の財政調整基金を確保することは重要であることから、当該残高の維持に努める。



3 財政の見通し

(1) 歳入の見通し

歳入の根幹となる市税については、行政改革の取組により、徴収率は年々向上しているが、将来的には頭打ちとなることに加え、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少に伴い調定額そのものが減少するため、税収も減少していく見込みである。

また、市税収入の減少は、基本的にその75%が地方交付税により補填されるが、国の財政状況によっては、今後、全国の交付税総額が抑制され、地方への配分が減少していく可能性もある。

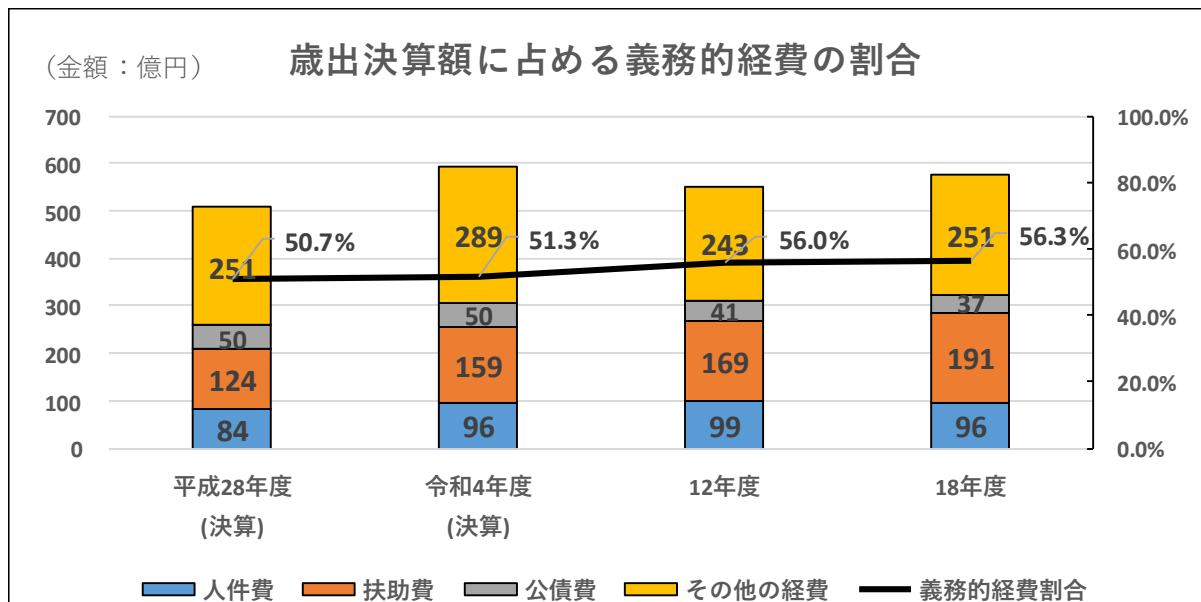
今後は、市の歳入の根幹となる市税の減少や、地方交付税の減少も視野に入れて、財政基盤の構築を検討することが重要である。

(2) 歳出の見通し

人件費については、正規職員、再任用職員、会計年度任用職員及び定年延長職員をバランス良く配置しながら、総人件費の抑制を図ることとしているため、ほぼ横ばいで推移する見込みであるが、扶助費については、超高齢社会の到来により引き続き増加し、歳出全体でも増加する見込みである。なお、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策に係る経費により、扶助費やその他の経費が増加したため、歳出全体も増加している。

歳出が増加する一方で、歳入の根幹となる市税等が減少することが予測され、今後、財源確保が極めて難しい状況となることから、毎年度の収支の均衡が大きな課題となる。

引き続き、市民サービスの水準を維持していくためには、全ての事務事業を毎年度ゼロベースで見直し、より一層の行政改革の取組を行い歳出の抑制を図る必要がある。



Ⅳ 行政改革の取組

1 これまでの取組

年度	経緯	主な取組内容
昭和 57年度	・「行政改革懇話会」設置 ・「行政改革の実施について」策定（昭和57年12月）	○事務事業の簡素化、効率化、合理化 ○使用料、手数料等受益者負担の適正化 ○各種団体等に対する補助金の適正化
昭和 60年度	・「行政改革懇談会」設置 ・「行政改革大綱」を策定（昭和61年4月）	○事業別予算制度の導入 ○附属機関の整理統合 ○開発協会、開発公社の理事の削減 ○技能労務職員の退職者原則不補充 ○公民館館長の非常勤特別職化 ○初任給を1号引下げ ○粗大ごみ等収集業務、し尿処理工場運転管理一部業務、斎場等の各種施設の管理運営の委託
平成 8年度	・「行政改革推進委員会」設置 ・「行政改革大綱」を改訂（平成9年7月）	○滞納処分（差押）処理基準の策定及び市税の夜間休日窓口の開設 ○普通財産の売却処分による財産管理費の経費削減 ○使用料等の見直し ○附属機関33機関の統廃合 ○定員適正化計画の策定 ○行政職（二）給料表の導入及び調整手当の引下げ ○保育所の一部民間委託
平成 15年度	・「行政改革大綱」を改訂（平成16年3月）	○指定管理者制度の導入 ○学童保育所、ごみ・し尿収集業務（一部）、学校給食調理業務等の民間委託 ○公民館等公共施設の無休化、開館時間の延長 ○未利用地の処分 ○市税等の収納率の向上 ○職員削減計画の推進 ○市民課窓口時間の試行的延長の実施

年度	経緯	主な取組内容
平成 21年度	・「行政改革大綱」 を改訂 (平成21年2月)	○パブリック・コメント手続の本格実施 ○審議会等への公募委員の導入 ○新設学童保育所(11施設)の民間委託 ○野田市開発協会の経営改善 ○市税等の収納率の向上 ○遺児手当の廃止 ○組織の見直し ○公契約条例の制定 ○職員削減計画の推進 ○再任用制度の導入 ○地域手当支給率の適正化
平成 26年度	・「行政改革大綱」 を改訂 (平成27年4月)	○指定管理者制度活用の推進 ○市税等の収納率の向上 ○補助金の在り方の検討 ○電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守 ○組織の統廃合と組織体制の整備 ○職員削減計画の推進 ○ファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針の策定
平成 30年度	・「行政改革大綱」 を改定 (平成31年3月)	○指定管理者制度活用の推進 ○窓口業務の在り方の検討 ○市税等の徴収率の向上 ○組織の統廃合と組織体制の整備 ○効率的な人材活用の推進 ○給与制度の見直し ○ファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針の推進 ○民間施設の有効活用 ○公共物への有料広告の掲出
令和 3年度	・「行政改革大綱」 を一部見直し (令和4年3月)	○組織の統廃合と組織体制の整備 ○総合教育会議

2 現行政改革大綱の主な取組状況（令和元年度から令和5年度まで）

(1) 事務事業の見直し

○ 指定管理者制度活用の推進

指定管理者制度活動の推進については、中核的な子ども館として新たに整備したのだしこども館 supported by kikkoman（野田市立児童センター）及び既存の子ども館に令和4年8月から指定管理者制度を導入し、全ての児童が安全に安心して楽しく遊ぶことができるようインクルーシブの理念を取り入れた運営を基本とし、民間事業者のこれまでの実績による魅力的な事業を各子ども館で共有化し、機能の充実を図った。

○ 窓口業務の在り方の検討

出張所の機能強化及び市民課の窓口利用者の待ち時間緩和等のため、令和4年2月にヨークプライス野田店内に愛宕駅前出張所を開設し、平日午後8時まで、土曜日は午前9時から午後5時30分まで窓口を開設している。愛宕駅前出張所の開設により、市民課夜間窓口の利用者数の減少が見られたことから、市民課夜間窓口については、令和4年度で廃止した。

収税課の夜間及び日曜日窓口については利用状況を鑑みて、令和3年度末に廃止した。

総合窓口の一つの形態として、亡くなられた方に関する各種手続をワンストップで行える「おくやみコーナー」を令和4年12月に開設した。

○ 市税等の徴収率の向上

現年度重視の徴収対策を講じ、徴収率の向上に努めたことにより、市税、国民健康保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、保育所保育料及び学童保育所保育料において目標徴収率を超えた。下水道受益者負担金及び下水道使用料については目標徴収率を達成していないものの、限りなく達成に近い状況である。

(2) 組織等の見直し

○ 組織の統廃合と組織体制の整備

社会経済環境の変化に伴う新たな行政課題等に的確に対応し、市民に分かりやすい効率的で機動的な組織体制の確保に向けた体制整備を図るため、以下のとおり見直しを行った。

令和元年度

- ・生涯学習部社会体育課を自然経済推進部スポーツ推進課に改称
- ・自然経済推進部に魅力推進課を新設
- ・環境部清掃一課を清掃管理課に改称
- ・次木親野井土地地区画整理事務所を閑宿地区土地地区画整理事務所に改称
- ・生涯学習部社会教育課を生涯学習課に改称

令和3年度

- ・新型コロナウイルスワクチン接種対策室を新設
- ・愛宕駅前出張所を新設

令和 4 年度

- ・ PR 推進室を新設
- ・ 保健福祉部を福祉部に改称
- ・ 児童家庭部を健康子ども部に改称
- ・ 自然経済推進部商工観光課を商工労政課に改称
- ・ 福祉部介護保険課を高齢者支援課に統合
- ・ 福祉部保健センターを健康子ども部に移管
- ・ 健康子ども部人権・男女共同参画推進課を福祉部に移管

令和 5 年度

- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種対策室の事務を保健センターに移管し、対策室は廃止
- ・ 総務部情報政策課を新設
- ・ 土木部道路サービス課を新設
- ・ 健康子ども部保育課から子ども保育課に改称
- ・ 生涯学習部青少年課を生涯学習課に統合

令和 6 年度

- ・ 総務部公共施設管理課を新設
- ・ 総務課に課内室として法務室を新設

○ 効率的な人材活用の推進

令和元年度に常備消防の強化に伴う増員分及び直営保育所に勤務する正規保育士増員分等について、野田市職員定数条例の一部を改正した。

会計年度任用職員制度については、令和 4 年度からの本格導入に向けた会計年度任用職員の給与、報酬及び退職手当等に係る条例改正を行い、正規職員を会計年度任用職員に随時入れ替えながら、効率的な職員配置に努めた。

○ 給与制度の見直し

給与制度の見直しでは、令和元年度に高卒・短大卒に係る初任給の引下げ、職務に見合った給与制度を構築するため、係長を 5 級に、課長補佐を 6 級に、課長を 7 級とする級別標準職務表の改正を行った。

また、平成 27 年の給与制度総合的見直しに伴い実施してきた現給保障制度について、令和元年度に限り、経過措置として 50%に縮減した上で、令和 2 年 3 月をもって廃止とした。

令和 2 年度には、市職員の給料表の最高号給を、国家公務員の棒級表の最高号棒に改めるため、給料表の改定を行った。

(3) 公共施設等の適正な維持管理

○ ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進

ファシリティマネジメントの基本方針の推進については、「施設管理者等による施設点検マニュアル」に基づき実施した日常点検チェックシートを営繕課に集約し各施設の劣化状況を把握した。

また、令和 6 年度からは、232 施設において包括管理業務委託による巡回点検により、

修繕履歴の把握と修繕必要箇所の抽出を行い長寿命化に努めていくこととした。

○ 民間施設の有効活用

民間施設の有効活用に係る庁内検討会において検討を行い、ヨークプライス野田店の空きテナントに愛宕駅前出張所を設置し、令和4年2月に開設した。

また、地域コミュニティの拠点として船形中央会館を、趣味や娯楽を通じた交流の場として、多世代交流センターを令和5年4月から開設した。

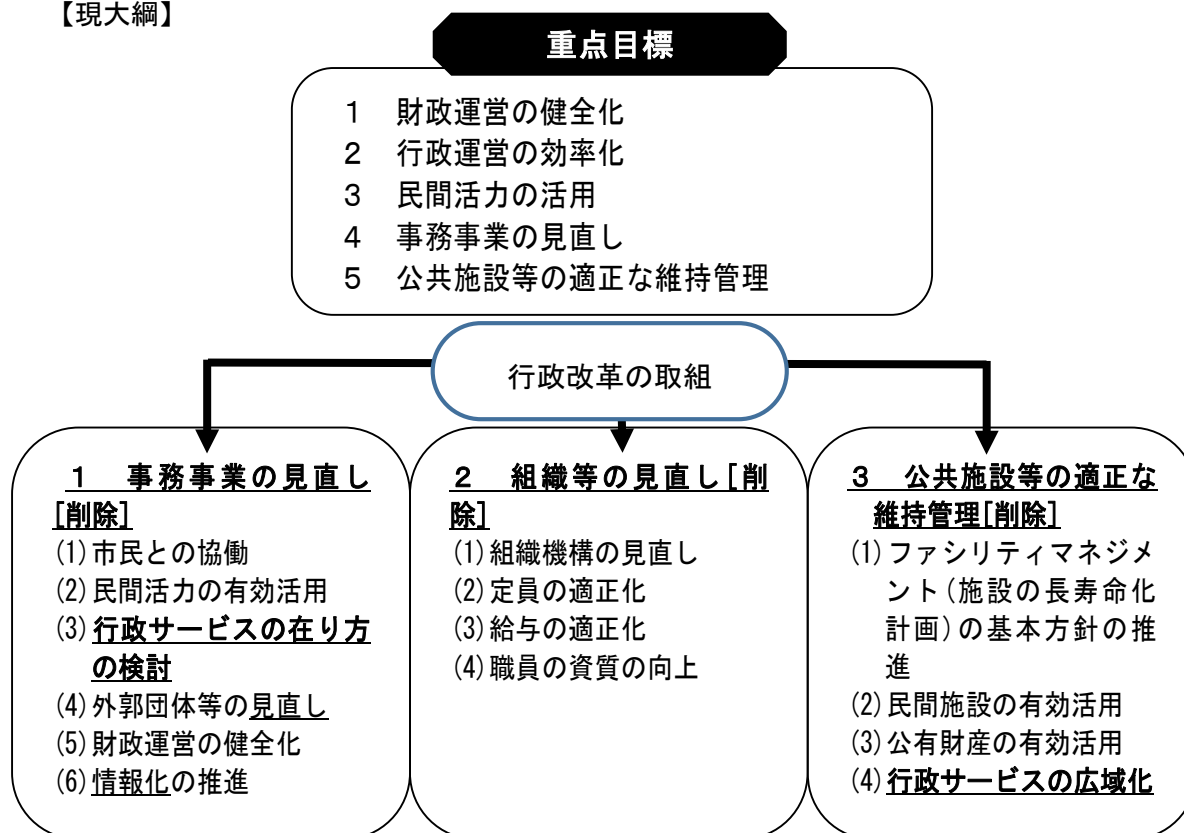
○ 公共物への有料広告の掲出

公共物への有料広告の掲出では、令和4年よりネーミングライツによる財源確保を行い、野田市立児童センター、野田市文化会館、野田市関宿総合公園、中央の杜、野田市総合公園野球場、野田市総合公園スケートボードパーク、野田市総合公園体育館、野田市総合公園庭球場、野田市総合公園自由大広場の9施設で導入した。

行政改革大綱の重点目標及び取組項目

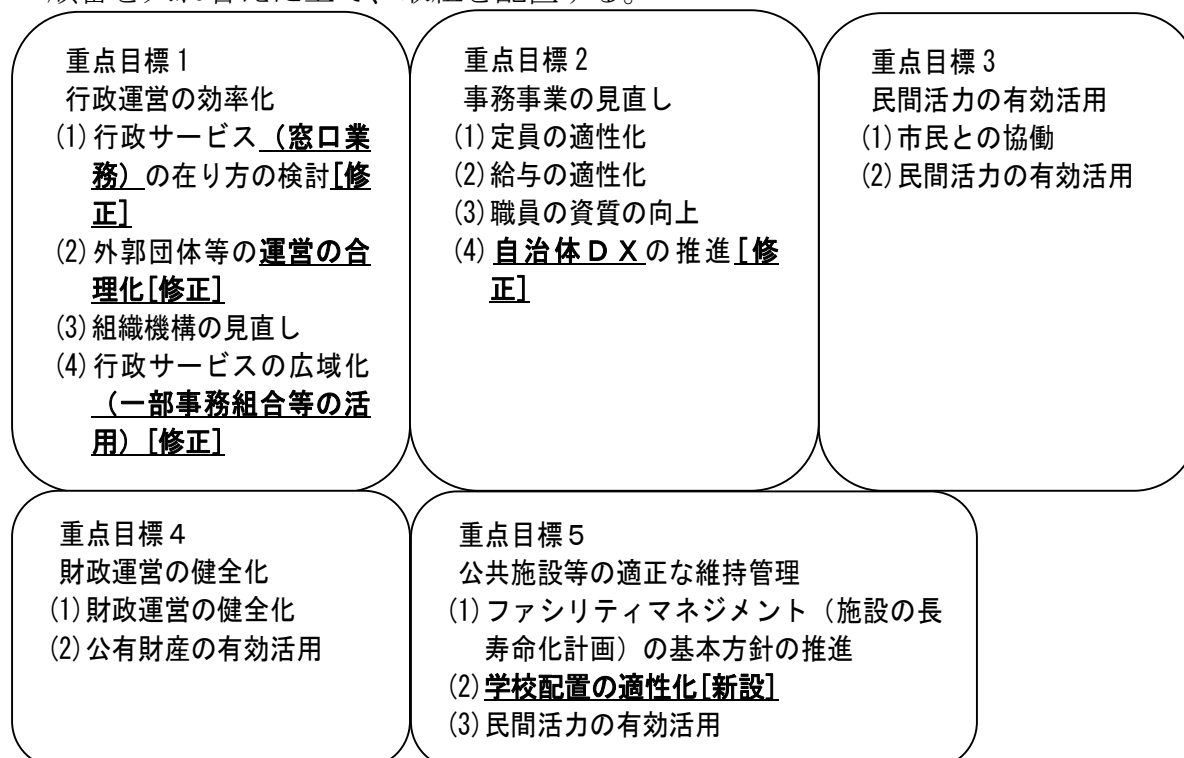
(1) 体系の見直し

【現大綱】



【見直しに向けて】

重点目標と取組を体系的に示すため、現大綱の大項目を削除し、重点目標の順番を入れ替えた上で、取組を配置する。



(2) 取組項目の見直し

案	現 行
重点目標 1	
行政運営の効率化	
(1) 行政サービス <u>(窓口業務)</u> の在り方の検討 【修正】	行政サービスの在り方の検討
【タイトルに統合】	① <u>窓口業務の在り方の検討</u>
【削除】 【理由】 保育所保育料及び幼稚園利用料の無償化対応については、令和元年度に終了したため	② <u>幼児教育・保育無償化への対応</u>
(2) 外郭団体等 <u>の運営の合理化</u> 【修正】	外郭団体等 <u>の見直し</u>
【タイトルに統合】	① <u>公社等外郭団体の運営の合理化</u>
(3) 組織機構の見直し	組織機構の見直し
① 組織の統廃合と組織体制の整備	① 組織の統廃合と組織体制の整備
② 附属機関の整理合理化	② 附属機関の整理合理化
(4) 行政サービスの広域化 <u>(一部事務組合等の活用)</u> 【修正】	行政サービスの広域化
【タイトルに統合】	① <u>自治体間の連携</u>
重点目標 2	
事務事業の見直し	
(1) 定員の適性化	定員の適正化
① 効率的な人材活用の推進	① 効率的な人材活用の推進
② 適正な職員配置の推進	② 適正な職員配置の推進
(2) 給与の適性化	給与の適正化
① 給与制度の見直し	① 給与制度の見直し
② 各種手当の適正化	② 各種手当の適正化
③ 時間外勤務の適正化	③ 時間外勤務の適正化
(3) 職員の資質の向上	職員の資質の向上
① 人事評価制度 <u>活用の推進</u> 【修正】	① <u>人事評価制度の活用</u>
② 職員研修の充実	② 職員研修の充実
(4) <u>自治体D X</u> の推進 【修正】 【理由】 行政サービスについて、デジタル技術等を活用することにより、住民	<u>情報化</u> の推進

案	現 行
の利便性の向上、事務の効率化を図る必要があるため	
① 行政サービスのデジタル化の推進【新規】 [理由] 行政サービスについて、デジタル技術等を活用することにより、住民の利便性の向上、事務の効率化を図る必要があるため	
② 情報セキュリティポリシーの遵守【修正】	① 電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守
重点目標 3 民間活力の有効活用	
(1) 市民との協働	市民との協働
① 自治会との協働による行政課題への対応	① 自治会との協働による行政課題への対応
② 社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり	② 社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり
③ NPO法人及びボランティア団体との協働	③ NPO法人及びボランティア団体との協働
(2) 民間活力の有効活用	民間活力の有効活用
① PPP／PFI手法導入優先的検討規程の策定及び活用【修正】	④ 有効な民間活力活用法の検討
② 指定管理者制度活用の推進及び検証【修正】 【理由】 指定管理者制度活用の推進に加え、PFI事業や公私連携型保育所などの活用も含め、改めて検証を行う必要があるため	① 指定管理者制度活用の推進
③ 民間委託の推進【統合】 【理由】 いずれも民間委託に関する規定であるため	② 公共施設の管理及び運営の民間委託 ③ 現業部門の業務の民間委託
重点目標 4 財政運営の健全化	
(1) 財政運営の健全化	財政運営の健全化

案	現 行
① 財政規律の堅持	① 財政規律の堅持
② 市税、保険料、使用料等の徴収率の向上	② 市税、保険料、使用料等の収納率の向上
③ 補助金の在り方の検討	③ 補助金の在り方の検討
④ 給付サービスの見直し	④ 給付サービスの見直し
⑤ 入札及び契約制度の見直し	⑤ 入札及び契約制度の見直し
⑥ 使用料等の負担の適性化	⑥ 使用料等の負担の適正化
<u>⑦ ふるさと納税制度の活用</u>の推進【新規】 【理由】 新たな記念品の発掘を進め、効果的な周知を行い、寄付額の増額を図り、財源を確保する必要があるため	
(2) 公有財産の有効活用	公有財産の有効活用
① 未利用地の有効活用及び処分	① 未利用地の有効活用及び処分
② 公共物への有料広告の掲出	② 公共物への有料広告の掲出
重点目標 5 公共施設等の適正な維持管理	
(1) ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進	ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進
<u>(2) 学校配置の適性化【新規】</u> 【理由】 児童生徒数の減少が見込まれ、児童生徒数の著しい減少は、社会性やコミュニケーション能力の涵養に支障が生じるなど、様々な問題を引き起こすことから、一定の集団規模を確保し、学校配置の適性化を図る必要があるため	
(3) 民間施設の有効活用	民間施設の有効活用
<u>【削除】</u>	<u>① 民間施設の有効活用</u>

行政改革大綱見直しの方向性について

1 行政改革大綱見直しの背景

社会経済情勢は刻々と変化し、出生率低下による生産年齢人口の減少に加え、超高齢社会に伴う社会保障費の増加、最低賃金の上昇や物価上昇による工事費、委託料等の増加、更には、定年延長制度の施行に伴う定年延長職員や再任用短時間職員を含めた職員数の増加など、歳出が増加する一方で、歳入の伸びが期待できず、厳しい財政状況にある。

複雑化、多様化する行政需要に的確に対応するには、行政サービスの維持・拡充を図る必要があることから、行政改革を更に推進するため、行政改革大綱の見直しを行う。

2 見直しの方向性

重点目標 1 行政運営の効率化

(1) 行政サービス（窓口業務）の在り方の検討

令和7年度中に、国が自治体情報システムの標準化の実施を予定していることから、事務の効率化、市民の利便性の向上を図るため、「書かない窓口」等のDXに対応した窓口業務体制の在り方を検討する。総合窓口については、スペースの確保、待ち時間が長くなるおそれがある、職員の業務効率が悪くなるなどの課題があるが、併せて設置を検討する。

関宿支所及び各出張所について、各種証明書の発行の他、福祉関係の申請手続を行っていることから、円滑な窓口業務を行うため、福祉部門の担当職員を配置するなど、機能強化を図る。

市民課の日曜窓口、愛宕駅前出張所の平日夜間及び土曜窓口について、取扱件数等に留意しながら、必要に応じ窓口受付時間の見直しを検討する。

外国人の人口が年々増加している中で、多言語対応アプリの窓口への設置を更に進めるとともに、多言語に対応できる窓口の設置を検討する。

(2) 外郭団体等の運営の合理化

外郭団体（開発協会、土地開発公社、野田業務サービス、野田自然共生ファーム）は、社会経済情勢の変化を踏まえ、事業の必要性、団体の在り方、市の関与の在り方等の見直しを検討する必要がある。

①開発協会

物価高騰やゴルフ場利用者の高齢化等により、厳しい経営が見込まれる中で、常に収支見通しを精査しながら経営の健全化を図っていく。

けやきコース建設償還金の猶予や地権者との協議による借地料の30%削減の継続について検討するとともに、経営の安定化に向けて、パークゴルフ場の整備を検討する。

②土地開発公社

都市計画事業等を早期に実施するためには、時期を逃さず事業用地の取得を行うことが重要であり、現段階では公社が持つ用地の先行取得機能が必要である。都市計画事業等の状況を踏まえ、公社の必要性を検討していく。

③野田業務サービス

会社の経営の安定化及び職員の質の向上を図るため、必要な指導監督を行い、経営改善を支援していく。

- ・経営基盤である学校給食調理業務について、研修等を実施するなど、安全衛生管理の徹底及び調理技術の向上を図り、安心安全な給食を提供する。
- ・働きやすい職場環境の整備に努める。
- ・令和8年度からの新給食センターの運営開始に向けて、必要な調理員を確保する。

④野田自然共生ファーム

引き続き江川地区の環境整備に努め、併せて、コウノトリ飼育事業、有機農業の推進、農業人材育成事業による新規就農者の育成等、安定した経営に努めていく。

(3) 組織機構の見直し

① 組織の統廃合と組織体制の整備

社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題に的確に対応するため、効率的で機動的な組織に見直していく必要がある。

そのため、市政推進室やPR推進室の在り方、危機管理体制を整えるための見直しを検討する。

また、連続立体交差事業及び土地区画整理事業の進捗状況により部署の統合を検討する。福祉部について、行政需要が高く、業務範囲・業務量が拡大していることから、効果的な見直しを行う。

児童福祉法の改正により、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする「こども家庭センター」の設置が努力義務とされたことから、健康子ども部への設置を検討する。

② 附属機関の整理合理化

附属機関の肥大化、非効率を防止するためには、引き続き、既存の附属機関の活用を軸に新設を抑制するが、真に必要なものは新設する。

公募委員については、広く市民の意見を募集するため、再任及び併任を認めていないが、応募が少ない審議会もあることから、欠員の場合に再任を認めるなどの見直しを検討する。

(4) 行政サービスの広域化（一部事務組合等の活用）

継続的な行政サービスを提供するためには業務の効率化やコスト削減を図る必要があることから、県内外を問わず、一部事務組合の活用や自治体間の共

同運営等を検討する。

閑宿斎場について、設備の老朽化が著しいが、利用者が一定数いることから、廃止するのではなく、例えば近隣市との共同運営を含めて対応を検討する。

新清掃工場の整備に当たっては、広域化を含めて検討する。

重点目標２ 事務事業の見直し

(１) 定員の適性化

① 効率的な人材活用の推進

定年延長制度が施行されたことに伴い、定年延長職員や再任用短時間職員が増加することから、定年延長職員等が従事する業務を検証し、会計年度任用職員を含め職員数が過大とならないよう効率的に人材を活用し、人件費を抑制する。

また、長期的な視点では、定年延長制度の施行により職員数が増大するが、年齢構成のバランスを考慮し、一定数の新規職員を採用する必要があることに留意して、職員定数条例の見直しを検討する。

現業部門の技能労務職等については、引き続き退職不補充とするが、清掃工場の運転管理部門については、安全で安定した運転を行っていくため、必要に応じ正規職員を採用していく。

道路サービス課工事係（旧補修事務所）については、直営によりメリットを活かした迅速な対応ができていることから、必要に応じ正規職員を採用していく。

② 適正な職員配置の推進

限られた人材の中で、行政需要の変化に対応していくためには、適宜行政需要の変化に応じた事務量等を適切に把握した上で、適正に職員を配置することが重要であることから、現在の職員配置数に縛られることなく、各所属に対してヒアリングを実施し、事務事業の現状及び見通しを把握し、事務改善を推進しながら、定年延長職員、再任用短時間職員及び会計年度任用職員を含め、職員を適正に配置する。

(２) 給与の適性化

① 給与制度の見直し

行政課題の複雑・高度化、グローバル化等が進む中で、優秀な人材を育成していくことは喫緊の課題となっている。また、管理職のなり手が少ない現状も踏まえ、やる気のある職員、困難な業務に対しても挑戦していける職員を育成していくため、給与制度だけでなく、福利厚生等も含め、魅力ある働きやすい職場環境を整備する。

また、社会人経験を有する職員の昇格について、在職する職員との均衡を考慮しつつ見直していく。

② 各種手当の適性化

経験の浅い職員について、３級に昇格するまでの期間が他市よりも短いことから、３級昇格までの期間の延長や期末手当及び勤勉手当における３級職員の役職加算について見直すよう職員組合と交渉していく。

また、災害対応に係る管理職手当など、働きがいの一助となるような新たな手当を検証する。

③ 時間外勤務の適正化

毎週水曜日及び金曜日の２日間をノー残業デイに設定し、時間外勤務の縮減を図っているが、縮減に結びついていない。

縮減できていない要因は多く、業務の進め方や時間配分等の事務改善の実施や業務の進行管理の徹底などを行うことにより縮減が可能であるため、その要因を精査し、必要な指導を行っていく。

また、ＲＰＡやＡＩ－ＯＣＲ等のデジタル技術等を活用することにより自治体ＤＸを推進し、業務の効率化や見直しを実施し、時間外勤務の適正化を目指すしていく。

（３）職員の資質の向上

① 人事評価制度活用推進

職員の適性や能力に合わせた人材配置につなげるため、人事評価を適正に昇給・昇格に反映させ、人材育成を進める。なお、評価者によって評価のばらつきがあるため、第三者機関の活用も含め、その改善を図る必要がある。

② 職員研修の充実

職員研修は、各職員がコミュニケーション能力など自分に必要な能力を自覚し、自発的に能力向上に取り組むことが重要であるため、研修内容は職員の要望等も参考にしながら検討していく。

学んだ知識等を業務に活かし、他の職員に広げることが重要であるため、受講後に得られた知識の共有化を図る取組を構築する。

毎年度、研修の効果を検証し、拡充を図っていく。野田市においては、女性の職員で８級になった者はおらず、他自治体に比べ、女性の管理職登用が進んでいないことから、女性管理職育成研修を重点的に実施・拡充する。その他、メンタルヘルス研修、民間企業等への派遣研修、接遇・マナー研修、管理職研修、ＤＸ研修、育児休業研修、ハラスメント研修についても重点的に実施・拡充する。

（４）自治体ＤＸの推進

① 行政サービスのデジタル化の推進

少子高齢化に伴う社会保障費の増加、物価上昇に伴う工事費や委託料等の増加が見込まれる中、デジタル技術を活用し業務を効率化することにより、経費削減を図る必要があることからＲＰＡやＡＩ－ＯＣＲの導入を進めており、

今後も有効なツールがあれば積極的に活用していく。

令和7年度中に、国が自治体情報システムの標準化の実施を予定していることから、事務の効率化、市民の利便性の向上を図るため、デジタル技術の活用を進めていく。

なお、デジタル技術の活用に当たっては、デジタル技術を活用できない市民に配慮しつつ、行政手続のオンライン化や事務の自動化などを進めていく。

② 情報セキュリティポリシーの遵守

デジタル化の推進は、個人情報流出等のリスクを伴うことから、情報セキュリティ対策を十分に講じていく。

重点目標3 民間活力の有効活用

(1) 市民との協働

① 自治会との協働による行政課題への対応

会員数が減少している中で、市民との協働の中心となる自治会との協働を進めるためには、市からの依頼業務の負担軽減を図り、市の担当窓口がそれぞれ異なることで自治会との連絡調整が複雑になっている現状も踏まえ、個々の業務について、市と自治会で十分に話し合い、協議を進めているところである。

避難行動要支援者支援計画の見直しが完了していないため、引き続き進めるとともに、自治会長等に対する報償金及び自治会交付金の見直しを進める。

また、自治会加入率が年々減少している状況を踏まえ、自治会への加入促進について、引き続きコミュニティの核としての自治会の意義を積極的に働きかけるなどの取組を行う。

② 社会福祉協議会、社会福法人等との協働による福祉のまちづくり

市民が抱える福祉ニーズが多種、多様化し、増大する行政需要に対応するため、社会福祉協議会を始めとした、多くの社会福祉法人等との協働を進めることにより、更なる地域福祉の推進を図っていく。

地区社会福祉協議会の活動については、実施事業の内容や実績に格差が生じていることから、社会福祉協議会や地区社会福祉協議会と相互の有機的な連携の下、それぞれの地域性を活かした活動を支援していく必要がある。

また、社会福祉協議会への委託事業や補助事業については、それぞれの事業の必要性やその効果を十分に検証し、必要性が薄れてきた事業は、より必要性のある事業に振り向けることなどについて、社会福祉協議会と十分に協議を行っていく。

③ NPO法人及びボランティア団体等との協働

NPO法人及びボランティア団体等の市民活動団体を育成するとともに、今後、市民活動団体が担うべき役割が増大していることから、市民活動団体の基礎的情報を把握し、行政の各部局との連携を進めていく必要がある。

しかし、市の各部局との連携については、現状では十分とは言えない状況であり、より積極的に進めていく必要がある。そのため、市民活動支援センターにおいて、市の各部局や市民活動団体間のネットワークの強化を図っていく。

加えて、市民活動団体が必要としている支援を的確に把握し、行政としてできる支援策を講じていく。

(2) 民間活力の有効活用

① PPP／PFI手法導入優先的検討指針の策定及び活用

公共施設の整備事業の実施に当たり、PPP／PFI手法の活用により、費用の削減、民間事業のノウハウの活用によるサービスの質の向上及び効率的な管理、運営の効果が期待できることから、PPP／PFI手法導入優先的検討指針を策定し、それに基づき民間活力の導入の検討を行う。

なお、総合公園水泳場については、PPP／PFI手法の活用の検討を行っており、今後、新たな設備を整備する際には、指針に基づきPPP／PFI手法の活用を検討する。

② 指定管理者制度活用の推進及び検証

公の施設の管理に民間活力を導入する場合は、PPP／PFI手法導入優先的検討指針に基づく検討を行うこととする。その中で、指定管理者制度の活用が有効であると判断したものについて、指定管理者制度によることとする。

既に指定管理者制度を導入している施設については、適切かつ安定的な運営が行われるよう現場の把握を徹底していく。

直営保育所については、中根保育所は基幹保育所として存続させる。

福田保育所、乳児保育所、既に指定管理者制度を導入している保育所については、公私連携型保育所を含めた新たな制度活用について検討する。

また、業務の効率化、事務の軽減を図るため、指定管理者制度に係る事務の手続の見直しを進める。

③ 民間委託の推進

市の事業や施設の管理運営等について、費用対効果等の検証を行い、市民サービスの向上を図るため、更なる民間委託を推進する。

学童保育所への運営体制については、引き続き社会福祉協議会と協議していく。

現業部門の技能労務職等については、引き続き退職不補充とし、順次、民間委託や指定管理者制度等を導入する。

ただし、清掃工場の運転管理部門については、安全で安定した運転を行っていくため、必要に応じ正規職員を採用していく。

道路サービス課については、直営によりメリットを活かした迅速な対応ができていくことから、必要に応じ正規職員を採用していく。

重点目標 4 財政運営の健全化

(1) 財政運営の健全化

① 財政規律の堅持

限られた財源の中で、多様化する市民要望に的確に対応するため、自主財源及び国や県の補助金など特定財源の確保に最大限努力するとともに、事務事業見直しの絶え間ない継続や行政改革の推進による経費削減により財源を確保し、真に必要な部門へ再配分する。また、中長期的な視点から、計画的かつ安定的な財政運営に努めるとともに、経常収支比率の改善、プライマリーバランスの遵守などにより持続可能な財政構造への転換を図っていく。

② 市税、保険料、使用料等の徴収率の向上

新たな目標を設定し、引き続き、効果的な徴収対策を講じ、徴収率向上に取り組むとともに、現年度重視の徴収対策を確立する。

③ 補助金の在り方の検討

真に補助金が必要な事業については、積極的に補助金を交付するが、継続的に事務事業の見直しを行い、補助金の必要性を検証していく。

各種団体等に対する補助金については、団体との協議の中で補助金の必要性を見極めるとともに、効率的な事業実施の方策を検討する。

多額の内部留保が生じている団体については、団体との協議の中で補助金の減額又は一時停止により内部留保の解消を進める。

④ 給付サービスの見直し

真に給付が必要なサービスについては、積極的に給付するが、市が単独で実施する給付サービスは、市の限られた予算の範囲内で、真に必要な給付サービスを実施しなければならないものであることから、引き続きサービスの必要性、対象者、支給額等の見直しを不断に行う。

⑤ 入札及び契約制度の見直し

工事などの入札において、応札者が減少していることや落札率が高くなっている状況を継続的に分析し、予定価格の公表時期や一般競争入札と指名競争入札の適用比率の見直しなど、効果が期待できる対応を実施していく。

⑥ 使用料等の負担の適正化

使用料等について、平成9年度に一斉見直しを行ったが、それ以降見直しを行っていない。

使用料等は、他市の状況を踏まえながら、施設の維持管理コストを利用者が負担することを前提とするフルコストで使用料を算定した上で、現行の料金を基に負担率を設定する等の具体的内容の検討を進める。

⑦ ふるさと納税制度の活用推進

ふるさと納税については、引き続き魅力的な返礼品の発掘を進めるとともに、市の事業や取組を効果的に周知し、寄附額の増加を図る。

併せて、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）についても、市の事業や取組を効果的に周知し、寄附額の増加を図る。

（２）公有財産の有効活用

① 未利用地の有効活用及び処分

引き続き、行政財産としての利用が見込めない土地の売却を進めるとともに、売却に至らない土地については、看板用地としての貸付けなどを進めていく。売れ残った土地については、インターネットオークションにより売却する。

② 公共物への有料広告の掲出

ネーミングライツを導入できる施設はないか検討し、新たな財源の確保に努めるとともに、企画提案があった場合は、適切に対応する。

公用車や封筒など、活用できるあらゆる媒体について、広告募集を検討する。

重点目標５ 公共施設等の適正な配置及び維持管理

（１）ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進

ファシリティマネジメントの基本方針に基づき、計画的な維持管理を行っている。令和６年４月から公共施設包括管理業務委託により、同じ水準で包括的に各公共施設それぞれの建築物、設備機器の状況を確認することで、業務の効率化を図るとともに、施設修繕の優先順位を見極め、施設の長寿命化を図る。

（２）学校配置の適正化

多くの地区で児童生徒数が減少していくことが見込まれる中、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質上、小中学校では一定の集団が確保されていることが望ましく、児童生徒数の著しい減少は、社会性やコミュニケーション能力の涵養に支障を来すなど、様々な問題を生じさせることから、市内全体の学校配置の在り方を早急に検討する必要がある。

（３）民間施設の有効活用

多様な行政需要に対応するため、新規事業や事業の拡充を行う際に、既存施設の活用での対応が難しい場合は、新たな施設を検討する必要があるが、多額の整備費用が生じるだけでなく、その運営経費が更なる財政運営の硬直化を招くおそれがあるため、未利用となっている空き家等の民間の既存施設を有効活用する。また、市営住宅の老朽化に伴い、借上げ市営住宅の導入を進めていく。

令和5年度行政改革大綱実施計画の取組状況（総括表）

令和5年度は、現行の行政改革大綱の計画期間6年における5年目に当たり、実施計画に基づき取組を進めてきた。

令和5年度の実施状況については、実施項目73項目のうち、全て実施したもの（○）33項目、全てではないが一部実施したもの（△）37項目、未実施のもの（×）3項目であった。

令和5年度の成果については、実施項目に係るプロセスが進んだかどうかではなく、具体的に成果があったかどうかで判断し、全て実施したもの（○）33項目のうち、成果があったもの30項目、課題があり十分ではないもの3項目であった。全てではないが一部実施したもの（△）37項目のうち、一部実施したことに関して、成果があったもの11項目、課題があり十分ではないもの6項目、成果がなかったもの20項目であった。合わせると、実施項目73項目のうち、成果があったもの41項目、課題があり十分ではないもの9項目、成果がなかったもの23項目（未実施3項目（×）含む）であった。

※令和4年度までは、実施状況と成果を併せて一つの評価としていたが、全て実施しても成果が上がらないものや一部実施したことにより一定の成果が上がるものもあるため、令和5年度は、実施状況と成果を別々に評価することに改めた。

1 事務事業の見直し

（1）市民との協働（取組状況1～2ページ）

①自治会との協働による行政課題への対応

自治会集会施設整備事業補助金の見直し案について、令和5年度に施設整備を要望している全自治会から多くの意見があったため、再度、市の考え方を整理し、改めて自治会連合会常任理事会において協議を進める。

②社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり

社会福祉協議会の純資産の額が大きくなっていることから、補助を一時中止している。4つの補助事業について、見直しの結論に至っていないことから、引き続きその必要性等について精査する。

③NPO法人及びボランティア団体との協働

市民活動団体と協働事業について調査し、実態の把握に努めたが、検証までには至っていない。

【全てではないが一部実施した項目】

実施項目	成果
・自治会長等アンケートの分析結果に基づく自治会との協議	×
・社会福祉協議会への委託・補助事業の見直し検討	×
・社会福祉協議会への委託・補助事業の見直し実施	×
・各部局と市民活動団体との協働に関する実態調査の検証	×

【未実施の項目】

・自治会との協議の整った施策から順次、協議結果を反映した施策を推進	・協働に関する実態調査の検証結果に基づく各部局と市民活動団体との協働の推進
-----------------------------------	---------------------------------------

(2) 民間活力の有効活用（取組状況 3～5 ページ）

①指定管理者制度の活用の推進

直営保育所（中根、福田、乳児）について、年度末に向け待機児童が増えていく現状を踏まえ、待機児童対策としての保育士確保という観点から、保留としている。今後は、公私連携型保育所の導入も含めて検討する。

②公共施設の管理及び運営の民間委託

学童保育所について、会計年度任用職員制度により実質的な継続雇用が可能となったことから、入所児童が減少している又は直営と社会福祉協議会への委託が校舎内で隣接している学校区について、会計年度任用職員を活用した直営による運営に移行し、継続的な運営と統合による効率化を図ることとした。しかし、人員の確保に課題があったため、小学校区ごとに直営又は社会福祉協議会への委託に一本化した。（柳沢小学校及び関宿中央小学校は直営、尾崎小学校及び七光台小学校は社会福祉協議会への委託）

③現業部門の業務の民間委託

ごみ収集部門において、令和 5 年 4 月から、収集車 1 台、令和 6 年 4 月から、収集車 1 台を民間委託し、令和 6 年 4 月現在で、民間委託は、全 11 コース中 8 コースとなった。

④有効な民間活力活用方法の検討

新たな民間活力の活用法として、PPP／PFI 手法の優先的検討指針の策定の検討を行った。

【全て実施した項目】

実施項目	成果
・退職不補充により、順次、会計年度任用職員や民間委託等を導入	○
・退職不補充により、ごみ収集車 2 台分の民間委託の実施	○

【全てではないが一部実施した項目】

実施項目	成果
・待機児童の問題解消の状況を踏まえながら、直営保育所への指定管理者制度の導入を検討	×
・直営の学童保育所は、会計年度任用職員の創設に伴い、継続雇用が可能となることから、児童の保育環境を第一に考え、社会福祉協議会への委託方針を見直すことも含めて検討	○
・学童保育所の社会福祉協議会への委託方針の検討結果に基づく見直しの実施	○
・新たな施設を整備する際には、有効な民間活力活用法を検証	×

(3) 行政サービスの在り方の検討（取組状況 6～8 ページ）

①窓口業務の在り方の検討

令和 5 年 10 月から、支所及び 4 出張所において、市民の利便性の向上を図るため、各種証明書の交付手数料のキャッシュレス決済を導入した。

総合窓口の一つの形態として令和 4 年 12 月に開設した「おくやみコーナー」について、死亡者数の傾向等を踏まえ、冬季の相談枠を増やすなど、臨機応変に対応することにより遺族の待ち日数を短縮した。

郵便局との連携については、これまでの取組の継続に加え、防災情報の更なる周知を図るため、新たに市の防災ホームページにリンクしたQRコード付きステッカーを市内ポストに貼付した。

②幼児教育・保育無償化への対応

公立幼稚園におけるインクルーシブ教育の推進のため、近年増加している発達上の支援を要する園児を受け入れるため、野田幼稚園で3年保育を継続した。

関宿南部幼稚園は、入園希望者の減少が著しいことから令和5年度から休園とした。また、公立幼稚園の定員数について、実際の利用園児数と乖離していたことから、実情を踏まえた定員数に見直した。

【全て実施した項目】

実施項目	成果
・出張所の機能強化の実施	○

【全てではないが一部実施した項目】

実施項目	成果
・出張所の役割及び総合窓口の在り方について検討	○
・郵便局との包括的な連携の開始	○
・無償化の影響を踏まえて、公立保育所及び効率幼稚園の今後の在り方を検討	○

(4) 外郭団体等の見直し（取組状況 9～13 ページ）

各外郭団体に対し、健全な運営ができるよう必要な指導監督に努めた。

○一般財団法人野田市開発協会

早朝や午後のハーフプレー営業やポイントカード割引など、これまでの取組の継続に加え、けやきコースにおけるオープンコンペやレディースコンペなどの各種コンペを定期的に開催して集客増加を図り、当期利益は63,157,999 円の黒字となった。

○野田業務サービス株式会社

学校給食及び野田市学校給食センターの調理業務に加え、福田保育所の給食調理業務を受託し、安定的な給食提供を行った。異物混入など、安全な給食提供に一部課題があることから、引き続き安全衛生管理の充実と調理技術の向上に向けて、異物混入防止マニュアルの徹底を図っていく。

郷土博物館及び市民会館については、元市職員が館長として勤務し、市からの指導監督を受け、運営に反映している。

○株式会社野田自然共生ファーム

就農支援事業として新規就農希望者への実践的な研修を行い、後継者育成に努めた。市民農園については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止していた自然体験イベントやホタル観察会などを実施した。コウノトリ飼育については、兵庫県立コウノトリの郷公園から譲り受けた有精卵から孵化した2羽の放鳥を行った。

【全て実施した項目】

実施項目	成果
・一般財団法人野田市開発協会に係るゴルフコースの顧客評価に見合った料金体系の見直し	○
・一般財団法人野田市開発協会に係る顧客サービス水準の維持向上	○
・株式会社野田自然共生ファームの就農支援事業の取組の実施	○
・株式会社野田自然共生ファームの耕畜連携事業の実施	○
・株式会社野田自然共生ファームの市民農園の集客力向上策の支援	○
・株式会社野田自然共生ファームのコウノトリ飼育事業の実施	○

【全てではないが一部実施した項目】

実施項目	成果
・野田業務サービス株式会社について給食関連サービスの安定した提供に努めるとともに、新たに加わった郷土博物館及び市民会館の指定管理者として施設管理業務を適正かつ円滑に行えるよう、必要な指導監督を実施	○

(5) 財政運営の健全化（取組状況 14～23 ページ）

①財政規律の堅持

市独自のプライマリーバランスの考え方に基づき、合併特例債の発行を前提に設定した普通建設事業に係る通常債の起債上限額を遵守して予算編成を行った。臨時財政対策債の発行については、地方消費税交付金の減収見込みを受けて、必要な一般財源を確保するため発行可能額に対して満額を発行したが、臨時財政対策債以外も含めた市債発行総額を公債費の元金償還額以内に抑制することで対応した。

令和6年度の当初予算編成に当たっては、全庁を挙げたゼロベースでの全事務事業見直し等により経費の削減に努め、財政調整基金を取り崩さずに収支均衡を図った。

②市税、使用料等の徴収率の向上

市税、国民健康保険料、介護保険料、水道料金について、現年度新規滞納者への早期対応に重点を置き、督促状の発送と併せて、電話及びSMSによる催告、未納者の自宅訪問、徹底的な財産調査などを継続実施し、目標徴収率を達成した。

市営住宅使用料についても、滞納者への電話催告や臨戸徴収などによる納付指導を強化したことで、目標徴収率を達成したが、下水道受益者負担金及び使用料については、目標徴収率にわずかに及ばなかった。

保育所保育料、学童保育所保育料についても、現年度重視の徴収対策を継続し、高い徴収率となった。

③補助金の在り方の検討

団体補助金について、随時適正化に向けて団体と協議を実施している。また、補助金交付事務の見直しに向けて、事業費補助と運営費補助の明確化に着手した。

④給付サービスの見直し

児童通所施設を訪問し事業者監査を実施し、適正なサービス提供が行われていることを確認した。

市単独給付サービスの見直しとして、令和5年4月から、福祉タクシー協力金を一律料金に見直した。

⑥使用料等の負担の適正化

市民火葬料の有料化について、市外利用者の利用状況等の推移を見極めた上で検討することとした。公民館等の減免基準については、引き続き検討する。

【全て実施した項目】

実施項目	成果
・本市独自のプライマリーバランスの考え方の遵守及び臨時財政対策債の発行抑制	○
・財政調整基金の取崩しに頼らない予算編成の確立	○
・市税の目標徴収率 98.50%	○
・国民健康保険料の目標徴収率 84.21%	○
・介護保険料の目標徴収率 97.67%	○
・市営住宅使用料の目標徴収率 92.5%	○
・市営住宅使用料の現年度分徴収率向上に向け徴収対策を強化	○
・水道料金（現年分）の目標徴収率 99.6%	○
・引き続き、公立保育所における保育所長の「声かけ」や、私立保育所における職員の督促を実施するほか、児童手当からの申出徴収等、これまでの徴収対策を確実に継続実施	○
・学童保育所において引き続き、登所や帰宅の際の声掛け、滞納催告及び滞納者の納付相談等、徴収率向上に取り組んでいくとともに、現年度重視の徴収対策を実施	○
・徴収専門部署の設置検討	○
・障害児通所給付費について、標準的な利用日数の算定、支給決定基準の改定、新支給決定基準の運用、事業所監査等の実施	○
・その他、扶助費が急増しているため、市単独給付サービスについて、常に見直しを実施	○

【全てではないが一部実施した項目】

実施項目	成果
・住宅新築資金等貸付金元利収入滞納繰越分の目標徴収率 5.5%	×
・住宅新築資金等貸付金元利収入滞納繰越分の目標徴収率 5.5%を達成するため行政法律相談を活用しながら個別ケースごとに整理を行うとともに、償還困難な債権については不能欠損処分を検討	△
・下水道受益者負担金（現年分）の目標徴収率 98.95%	×
・下水道使用料金（現年分）の目標徴収率 97.78%	×
・滞納者には個別訪問や電話催告などを積極的に行うとともに、受益者負担や使用料の必要性を理解してもらい、納付意識の向上を図り、徴収率向上に努める。	△
・団体補助金について全事務事業の見直しを踏まえ、適正化に向けて団体との協議を実施	×

・団体補助金に係る協議結果に基づき、補助金の見直しを実施	×
・市外居住者料金及び市民火葬料の有料化の検討	×
・公民館等の減免基準の検討	×
・公民館等の減免基準の策定及び運用	×

【未実施の項目】

・市外居住者料金の見直し

(6) 情報化の推進（取組状況 24～25 ページ）

公民館全 10 館において公共施設のインターネット予約を開始し、関宿支所、南出張所、北出張所、中央出張所及び愛宕駅前出張所の 5 施設にキャッシュレス決済を導入した。

また、RPA や AI-OCR については、国保年金課、生活支援課、子ども保育課、会計管理者、教育総務課及び学校教育課に導入し、各種入力業務に係る時間を大幅に削減した。

【全て実施した項目】

実施項目	成果
・電子自治体の実現に向けて、新たな技術について、先進自治体の状況を視察するなど、導入に向けて積極的な検討を実施	○

2 組織等の見直し

(1) 組織機構の見直し（取組状況 26～28 ページ）

①組織の統廃合と組織体制の整備

公共施設を包括的に管理し、より効率的な施設管理を進めるため、公共施設適正管理対策担当に管財課が所管する財産管理業務の一部を移管し、公共施設管理課を新設した。

また、市政運営の重要施策などを審議策定する主管者会議などの庁議について、施策の迅速化等を図るため、総務課文書法規係に企画調整課が所管する庁議に関する事務を移管し、総務課法務室として新設した。

②附属機関の整理合理化

公募委員の応募者の増加を図るため、引き続き市報、市ホームページ、まめバスの車内広告、東武野田線の駅へのポスター掲示、公民館での募集要領の配布及びまめメール等により周知した。

【全て実施した項目】

実施項目	成果
・行政需要の変化に対応するため、随時組織の見直しを実施	△
・公募委員の応募者の増員を図る取組の実施	△

【全てではないが一部実施した項目】

実施項目	成果
・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所、梅郷駅西土地区画整理事務所及び関宿地区土地区画整理事務所の事業の進捗に伴う都市整備課への統合	×

(2) 定員の適正化（取組状況 29 ページ）

①効率的な人材活用の推進

期待していたとおりに定着しない部署もあるが、会計年度任用職員 71 人を 44 部署に配置し、柔軟な職員配置を行った。

②適正な職員配置の推進

行政需要に的確かつ柔軟に対応するため、各部署における事務の現状や課題、事務改善の状況等について、ヒアリングにより把握した上で、会計年度任用職員や再任用職員を含め、職員を配置した。今後は、デジタル技術の活用により事務の効率化を図るとともに、定年延長職員や再任用職員が従事する業務についての整理が必要である。

【全てではないが一部実施した項目】

実施項目	成果
・会計年度任用職員を計画的に拡大	△
・各課における事務事業の現状及び見通しを把握し、会計年度任用職員を活用しながら、柔軟な職員配置を実施	△

(3) 給与の適正化（取組状況 30 ページ）

②各種手当の適正化

3 級の役職加算の廃止に向け職員組合との交渉を行ったが、妥結に至らなかった。

③時間外勤務の適正化

ノー残業デイの徹底や所属長等への時間外勤務の要因のヒアリングを行い、時間外勤務の抑制に努めたが、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したことに伴い、それまで休止していたイベントや業務が実施できるようになったことで、時間外勤務が増加となった。今後も引き続き、時間外勤務の要因の分析及び検証を行うとともに、デジタル技術の活用等により時間外勤務の削減に努めていく。

【全てではないが一部実施した項目】

実施項目	成果
・3 級昇格までの期間の延長及び 3 級の役職加算の廃止に向けて、職員組合と交渉を実施	×
・時間外勤務の発生要因を分析し、発生要因に応じた対策を講じることで、時間外勤務を削減する。	△
・会計年度任用職員の活用を積極的に進め事務のやり方を大幅に見直し、時間外勤務の適正化を図る。	△

(4) 職員の資質の向上（取組状況 31～32 ページ）

①人事評価制度の構築

評価者間の評価水準のばらつきを少なくすることを目的とした評価者向けの研修を行い、適正な人事評価の実施に努めた。

②職員研修の充実

主事級研修及び主任主事研修について、指導者研修を受講した職員が講師を担当することにより、職員の資質向上に努めた。

研修終了後、受講報告書から理解度や達成度等の評価を集計し、研修の効果を検証するとともに、外部講師にフィードバックし、次年度以降の研修計画の策定に活用した。

【全て実施した項目】

実施項目	成果
・目標設定、難易度等の明確化を重点とした研修を実施	△
・効果検証結果、要望調査結果を踏まえた研修の拡充	○
・研修知識の共有化	○
・各種研修の実施及び効果検証	○

【全てではないが一部実施した項目】

実施項目	成果
・評価精度の向上後、昇給及び昇格へ反映	×

3 公共施設等の適正な維持管理

(1) ファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針の推進

(取組状況 33 ページ)

「施設管理者等による施設点検マニュアル」に基づき実施した日常点検チェックシートを公共施設適正管理対策担当に集約し、各施設の劣化状況を把握し、施設の適正な維持管理、長寿命化に努めた。

野田市公共施設等適正管理計画推進会議において、学校給食施設の整備方針策定の先行整備を決定し、新たな学校給食センター用地を取得した。

公募型プロポーザル方式により、公共施設包括管理業務の事業者を選定し、令和6年度からの実施に向けた協議を行った。

【全て実施した項目】

実施項目	成果
・施設の劣化状況の把握	○
・施設の空調機器について、日常点検を徹底するとともに、市が責任を持ってフィルター清掃を実施	○
・ファシリティマネジメントの基本方針に基づき各施設の改修等を実施	○

(2) 民間施設の有効活用 (取組状況 34 ページ)

民間施設の有効活用については、地域コミュニティの拠点として、令和5年4月から多世代交流センターを開設した。

また、借上げ市営住宅について、協議を進めた。

【全てではないが一部実施した項目】

実施項目	成果
・超高齢化社会の到来により地域における行政サービスの提供や地域住民の交流拠点としての施設が必要となることから、その整備に当たり、既存の民間施設などの活用を含め検討し、必要性や実現可能性の高いものから順次整備	×

(3) 公有財産の有効活用（取組状況 35～36 ページ）

①未利用地の有効活用及び処分

普通財産について、一般競争入札により 7 件、随意契約により 12 件（不整形狭小地 2 件、公共事業に係る代替地 1 件、廃道・廃水路敷地 9 件）、計 19 件を売却した。

②公共物への有料広告の掲出

総合公園スケートボードパーク及び総合公園体育館について、ネーミングライツ契約に基づき、それぞれ令和 5 年 4 月、同年 7 月から愛称の使用を開始した。また、総合公園庭球場及び総合公園自由大広場について、ネーミングライツ契約を締結し、令和 6 年 4 月から愛称の使用を開始した。

ふるさと納税については、引き続き新たな記念品の発掘を行い、ポータルサイトを追加し全 8 サイトとし、前年実績を上回る寄附額となった。

【全て実施した項目】

実施項目	成果
・有料広告に限らず、ふるさと納税やクラウドファンディングなどによる財源調達について検討	○

【全てではないが一部実施した項目】

実施項目	成果
・行政財産として利用が見込めない土地を普通財産に移管し、他部署で利用の可能性があるかを検証し、新たな処分候補地及び貸付地を選定（狭小や不整形な土地について、処分候補地とするか、貸付地とするかを検討）	○
・上記で検討した内容を踏まえ、貸付が見込める土地（看板用地の貸付けなどでの活用）の貸付けを実施	○
・インターネットオークションによる売却手法の導入を検討	○
・選定した新たな処分候補地と一旦凍結している土地のインターネットオークションによる公売を実施	×
・新たな広告媒体の活用を検討	○

(4) 行政サービスの広域化（取組状況 37 ページ）

自治体間の連携を図るため、一部事務組合等の活用について引き続き情報収集に努めた。また、市域を超えた地域公共交通の維持に当たり、坂東市並びに茨城県と連携し、路線バスの維持に努めた。

【全てではないが一部実施した項目】

実施項目	成果
・既存の行政サービスについて一部事務組合等の活用を検討	×
・本市の地理的特性を踏まえ、埼玉県及び茨城県の団体との連携についても積極的に検討	○

※ 各取組項目の番号は、現行の行政改革大綱実施計画に対応した番号となっています。

令和 5 年度行政改革大綱実施計画取組状況（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

1 事務事業の見直し

（1）市民との協働

実施状況 ○全て実施 △全てではないが一部実施 ×未実施

① 自治会との協働による行政課題への対応

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△(一部実施)又は× (未実施)への対応
自治会との協働による 行政課題への対応 （市政推進室、市民生活課、関係課）	アンケートの分析結果に基づく自治会との協議 【市民生活課、高齢者支援課】	△	- 自治会集会施設整備事業補助金について、市の考え方を整理し、方針や案を自治会連合会常任理事会で協議いただき、見直しを行う。 - 避難行動要支援者支援計画については、市の考え方を整理し、方針や案を自治会連合会常任理事会で協議いただき、見直しを行う。	- 自治会集会施設整備事業補助金については、令和4年5月11日に開催した自治会連合会常任理事会で見直し案の了承をいただいたが、令和5年度に施設整備を要望しているすべての自治会等に現況と意向確認したところ多くの意見をいただいたため、再度見直し案の調整を行った。 - 避難行動要支援者支援計画については、市の考え方を整理するまでに至らず、方針や案を自治会連合会常任理事会で協議できる段階にない。	- 自治会集会施設整備事業については、再度見直し案の調整を行っており、制度の見直しにまで至っていない。 - 避難行動要支援者支援計画については、市の考え方を整理するまでに至っていない。	- 自治会集会施設整備事業補助金については、既に自治会集会施設の整備要望をいただいている自治会等からの意見や要望を反映した案ができたことから、令和6年度開催の自治会連合会常任理事会で協議を行い、了承いただいた後に、当該補助金交付規則を改正する。 - 避難行動要支援者支援計画については、市の考え方が整理でき、方針や案ができた段階で、自治会連合会常任理事会で協議を行う。
	協議の整った施策から順次、協議結果を反映した施策を推進 【市民生活課、高齢者支援課】	×	なし	上記の理由により、自治会連合会常任理事会との協議に至らなかったため。	なし	自治会集会施設整備事業補助金及び避難行動要支援者支援計画については、市の考え方を整理し、方針や案ができた段階で、自治会連合会常任理事会で協議を行い、了承いただいたものから、順次、協議結果を施策に反映していく。

② 社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり （生活支援課、障がい者支援課、行政管理課、関係課）	- 社会福祉協議会への委託・補助事業の見直し検討 - 社会福祉協議会への委託・補助事業の見直し実施 【生活支援課】	△	社会福祉協議会に対する運営費や人件費にかかる補助については、社会福祉協議会の純資産の合計額が2億4,000万円を越えていたことから、令和元年度以後、一時補助を中止しており、令和5年度も中止を継続している。 なお、以下の4補助事業については、見直しの結論に至っていない。 (1) ボランティアコーディネーター配置事業補助金 (2) 地区社協活動費助成事業補助金 (3) 日常生活自立支援事業補助金 (4) 成年後見制度利用促進事業補助金	4補助事業について結論には至っていないため。	4補助事業について見直しを検討する必要がある。	地域福祉の更なる増進を図りながら、社会福祉協議会への委託事業、補助事業、社会福祉協議会の自主事業の内容、実績、効果、必要性等について引き続き精査する。

③ NPO法人及びボランティア団体との協働

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
NPO法人及びボランティア団体との協働 （市民生活課）	各部局と市民活動団体との協働に関する実態調査の検証 【市民生活課】	△	千葉県が実施した令和5年度市町村NPO・ボランティア関連事業の調査に基づき、市と市民活動団体が実施している協働事業の現況の把握に努めた。	各課に協働事業の実態把握に係る照会をしたが、職員の協働に関する認識が統一されていないため、満足のいく調査にならなかったため。	職員の協働に関する意識を向上させる必要がある。 一昨年から県が市職員等に向けたセミナーを実施しているが、野田市職員の参加はない状況である。	市職員向けに協働に関する研修について、千葉県に専門家の派遣を依頼し、8月に開催を予定しており、職員の意識の向上を目指す。 その後も継続的に研修等を開催する。
	検証結果に基づく各部局と市民活動団体との協働の推進 【市民生活課】	×	県が実施したNPO・ボランティア関連事業調べを活用しながら、他市の状況の把握に努めた。	市民活動団体との協働に関する実態調査の検証に至っていないため。	市民活動団体との協働に関する実態調査の検証に至っていない。	新たな事業を実施する際に、市民活動団体との協働の可能性について検討した上で進めるよう協働の啓発に努めていく。 また、研修を専門家に依頼し、職員の意識の向上を目指しながら、既存の事業についても、市民活動団体と市の協働できる事業の検討を進めていく。

(2) 民間活力の有効活用

① 指定管理者制度活用の推進

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
指定管理者制度活用の推進 （児童家庭課、子ども保育課、行政管理課）	・待機児童の問題解消の状況を踏まえながら、直営保育所への指定管理者制度の導入を検討 【子ども保育課・行政管理課】	△	年度当初では待機児童ゼロを達成しているものの年度末に向け待機児童が増えていく現状を踏まえ、直営保育所3園は、待機児童問題が解消されるまでの間、指定管理者制度の保留を継続した。その間、安定した保育を行うため、正規保育士2人及び任期付き保育士4人を採用し、安定した保育を行うことができた。	直営保育所については、必要な保育の量の見極めと並行し、国の子育て支援政策などの動向を踏まえ、指定管理者制度に限らず、公私連携型保育所など、新たな民間活力活用法も含めて検討する必要があるため。	新たな民間活力の活用法を検討する必要がある。	待機児童の問題解消の状況を踏まえ、指定管理者制度の導入を検討することとしているが、併せて公私連携型保育所の導入も含め検討する。

② 公共施設の管理及び運営の民間委託

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
公共施設の管理及び運営の民間委託 （児童家庭課）	・直営の学童保育所は、会計年度任用職員の創設に伴い、継続雇用が可能となることから、児童の保育環境を第一に考え、社会福祉協議会への委託方針を見直すことも含めて検討 ・検討結果に基づく見直しの実施 【児童家庭課】	△	学童保育所の指導員については、会計年度任用職員制度により実質的な継続雇用が可能となったことから、児童の保育環境の改善と運営の効率化を図るため、入所児童が減少している学校区、直営学童保育所と社会福祉協議会へ委託している学童保育所が校舎内で隣接している学校区について、柳沢小区及び関宿中央小については直営による運営に、尾崎小及び七光台小については社会福祉協議会への委託とし、それぞれ小学校区ごとに直営又は委託による運営の一本化を実施した。	会計年度任用職員制度による継続任用が可能となったものの、直営化に当たって人員の確保に課題があったことから、今後の方針については再度検討を行う必要が生じたため。	学校区ごとに運営の一本化を図ったことで、利用人数が少ない土曜日などは1つのクラスでの保育も可能となることや、消耗品や備品等の共有など経費の削減を見込むことができ、保育環境の改善と運営の効率化が図れた。	学童保育のニーズの高まりにより一部の小学校区で入所児童が増加している一方で、小学校の児童数は市内全体で減少傾向にあるため、入所児童数の推移に注視し、必要に応じて民間委託も見直すなど子どもの保育環境を第一に考えながら、委託方針について再度社会福祉協議会との検討を継続していく。

③ 現業部門の業務の民間委託

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
現業部門の業務の民間委託 （清掃管理課、管理課、行政管理課、関係課）	・退職者不補充により、順次、会計年度任用職員や民間委託等を導入 【清掃管理課・道路サービス課・行政管理課】	○	定年延長職員、再任用職員及び会計年度任用職員の活用により、引き続き、安全で安定したごみ収集業務及び清掃工場の運転管理業務を行った。なお、収集業務は、令和５年度で再任用職員の任期が終了することから、令和６年４月１日からごみ収集車１台分（１コース）を民間に委託した。		退職者不補充としながら、清掃工場の運転管理業務は安全で安定した工場稼働を継続することができた。 令和４年度に野田地域の１１コース（委託６、直営５）の民間委託を進め、令和６年度４月１日現在で全１１コース中、委託８コース、直営３コースとなり、サービスを落とさずに経費削減が図られた。	ごみ収集業務は、引き続き民間委託を進めていく。 清掃工場の運転管理業務は、新清掃工場の候補地が白紙となり、新たな候補地については検討中である。そのため、現清掃工場は、長期的に稼働する必要があることから、安全で安定した工場稼働を継続するため、最低限の正規職員の採用による補充を行っていく。
		○	令和５年度から道路サービス課を新設し、道路の応急処理工事や路肩等の除草作業などの業務を直営で実施することで迅速化するとともに、技師１名及び業務員２名の合計３名を正規職員で雇用し、道路サービス課の体制整備及び機能強化を図った。		道路に関する窓口が一本化されたことにより市民にわかりやすくなったこと及び直営で行うものが整理され、作業が迅速化された。	令和７年度で２名の業務員が定年退職となることから、現在の市民からの要望に迅速に対応できる体制を維持するため、定年延長制度、再任用制度及び会計年度任用職員の配置に加え、体制に応じた正規職員の雇用等についても引き続き検討を行う。
	・退職者不補充により、ごみ収集車２台分の民間委託の実施 【清掃管理課】	○	令和５年４月からごみ収集車１台（１コース）を民間委託し、さらに、令和６年４月からごみ収集車１台（１コース）を民間委託した。		退職者不補充とし、会計年度任用職員の活用により、ごみ収集業務の民間委託を進め、経費削減を図ることが出来た。 令和４年度に野田地域の１１コース（委託６、直営５）の民間委託を進め、令和６年度４月１日現在で全１１コース中、委託８コース、直営３コースとなり、サービスを落とさずに経費削減が図られた。	ごみ収集業務は、退職者の人数と必要な業務のバランス及び財政効果を踏まえながら、引き続き民間委託を進めていく。

④ 有効な民間活力活用法の検討

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未 実施）への対応
有効な民間活力活用法 の検討 （行政管理課）	・新たな施設を整備す る際には、有効な民 間活力活用法を検証 【行政管理課】	△	有効な民間活力活用法として、P F I 手法の優先的検討指針等の策定に向 け、検討を行った。 また、既に指定管理者制度を導入し ている施設の中でも保育所について は、公私連携型保育所の導入について 検討した。	新たな施設整備の手法 については、新聞やイン ターネット等により、情 報収集に努めたが、活用 法の検証には至らなかっ たため。	新たな手法の検証に は至っていない。	引き続き、指定管理者制度や民間 委託に加え、新たな手法について研 究していく。

(3) 行政サービスの在り方の検討

① 窓口業務の在り方の検討

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△(一部実施)又は×(未 実施)への対応
窓口業務の在り方の検討 （収税課、市民課、行政 管理課）	・出張所の役割及び総合 窓口の在り方について検討 【市民課、行政管理課】	△	近隣市の出張所の体制や利用状況等を調査、検証した結果、申請書等の処理方法について他市とは差異がなく、取扱業務の種類では他市を上回っていたが、利用割合は利便性の高い主要乗換駅付近にある他市の出張所の方が突出して高い傾向にあり、立地条件（利便性）の影響が極めて大きいことがうかがえた。 また、総合窓口の一つの形態として、令和4年12月に開設した「おくやみコーナー」について、死亡者数が増える冬季の相談枠を1日当たり3枠から5枠に増やして対応した。 また、令和6年度から定年延長職員を配置し、1日当たりの枠を4枠から最大8枠に増やした。	国による基幹業務システムの標準化が令和7年中に予定されており、標準化後は、窓口業務のデジタル化が一層進むことが想定されることから、出張所の果たす役割も、デジタル対応が難しい方への対応を含め、役割及び体制を検討する必要があるため。	おくやみコーナーの設置により、遺族の多岐にわたる手続き上の負担を軽減するとともに、臨機応変に枠を増やすことで遺族の待ち日数が短縮できた。	国による基幹業務システムの標準化が令和7年中に予定されており、標準化後は、窓口業務のデジタル化が一層進むことが想定されることから、出張所の果たす役割も、デジタル対応が難しい方への対応を含め、役割及び体制を検討していく。
	・郵便局との包括的な連携の開始 【行政管理課、関係課】	△	令和2年10月22日に締結した協定に基づき、令和5年4月及び11月に連携事項である5つの分野について、具体的な取組について協議した。 これまでの取組の継続に加え、防災情報の周知として、市の防災ホームページにリンクしたQRコード付きのステッカーを市内ポストへ貼付した。 ※連携する5分野 (1)安心・安全な暮らしの実現に関する こと。 (2)野田の未来を担う子供の育成に関する こと。 (3)地域経済の活性化に関する こと。 (4)市民の利便性の向上に関する こと。 (5)その他甲と乙が協議し必要と認める こと。	検討中としている事項について、協議を進める必要があるため。	これまでの取組に加え、安心安全な暮らしの実現に向けて、市の防災ホームページにリンクしたQRコード付きのステッカーを市内ポストに貼付した。また、市の総合防災訓練等への協力、市内小・中学校での手紙の書き方出前授業及び市の情報・魅力発信に関する ことなど、検討事項とした事業について協議を進めた。	連携事項である5分野において継続実施する事項は引き続き実施していくとともに、検討段階であるものも詳細な協議を実施していく。 また、新たに連携して実施できる事項を探っていく。

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未 実施）への対応
	- 出張所の機能強化の実施 【市民課、行政管理課】	○	令和５年１０月から支所及び出張所の窓口において、各種証明書の交付手数料の支払方法として、キャッシュレス決済を導入し、本庁の混雑緩和、支所及び出張所の利便性の向上を図った。		令和４年２月からは愛宕駅前出張所が開所し、夜間及び土曜日の窓口拡張により市民サービスの向上が図られている（平日９～２０時、土曜日９～１７時３０分）ほか、キャッシュレス決済の導入等により、利便性の向上が図られている。	国による基幹業務システムの標準化が令和７年中に予定されており、標準化後は、窓口業務のデジタル化が一層進むことが想定されることから、出張所の果たす役割も、デジタル対応が難しい方への対応を含め、役割及び体制を検討していく。

② 幼児教育・保育無償化への対応

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△(一部実施)又は×(未実施)への対応
幼児教育・保育無償化への対応 （子ども保育課、学校教育課）	・無償化の影響を踏まえて、公立保育所及び公立幼稚園の今後の在り方を検討【子ども保育課・学校教育課】	△	- 公立保育所のうち、民間活力を活用している指定管理者が運営する保育所について、公私連携型保育所への移行等運営方法の見直しを検討し、インクルーシブ教育の推進のため、近年増加している発達上の支援を要する園児を受け入れるため、野田幼稚園で3年保育を継続した。 - 私立幼稚園とともに取り組む幼稚園のインクルーシブ教育の推進のため、発達上の支援を要する園児に対し必要な支援を行うため、障がいのある幼児や要配慮幼児を受け入れる私立幼稚園に対して交付する、私立幼稚園要配慮幼児等教育支援事業補助金の交付を継続した。 - 私立幼稚園教諭の人材確保を支援するため、私立幼稚園教諭就労奨励金交付規則及び私立幼稚園教諭就労促進家賃補助金交付規則を制定し、令和5年度から実施した。 - 関宿南部幼稚園は、入園希望者の減少が著しく、共同性を育むためには一定の規模の集団を維持する必要があることや園舎の状況を総合的に勘案した結果、令和5年度から休園とした。 - 条例で規定している定員数と実際の利用園児数が乖離していた公立幼稚園の定員数について、児童福祉審議会に諮った上で令和5年度から休園する関宿南部幼稚園を除き、実情を踏まえた定員数に見直した。 - 学校教育課が所管している幼稚園の事務の一部について、子ども保育課に事務を移管することにより、施設利用や補助制度の窓口を一本化し、手続等の利便性の向上を図った。	公立保育所については、公私連携型保育所への移行や指定管理者制度の導入など検討を進めているが、具体的な方針が定まっていないため。	公立保育所及び公立幼稚園の今後の在り方については、現状の把握、課題の整理等を行った。引き続き中長期的な視点を踏まえながら検討を必要とする。 私立幼稚園要配慮幼児等教育支援事業補助金を私立幼稚園6園が活用した。財政的支援の結果、公立だけでなく私立幼稚園においても、発達上の支援を要する園児等の受け入れが推進された。 私立幼稚園教諭就労奨励金9件、家賃2件を交付し、私立幼稚園教諭の人材確保を支援した。	- 公立保育所については、保育需要の中長期的な視点も踏まえ、民間活力を活用した公私連携型保育所等の運営方法等について、引き続き検討する。 - 公立幼稚園については、野田幼稚園に対する一定の需要がある状況や関宿中部幼稚園では園児数減の一方で外国籍園児や発達上の支援を要する園児の受け入れ先に課題があることから、私立幼稚園における受け入れ体制を整えるための支援策について野田地区私立幼稚園協会と意見交換を行いながら、今後も市内の幼稚園教育の振興に取り組む。 - 関宿中部幼稚園については、令和6年4月の園児数が4歳児6人、5歳児9人だったことを踏まえ、閉園時期を検討する。検討にあたっては、木間ヶ瀬保育所、コビープリスクールせきやど保育園、関宿幼稚園等の周辺の教育・保育施設の入所状況も勘案するものとする。

(4) 外郭団体等の見直し
① 公社等外郭団体の運営の合理化

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△(一部実施)又は×(未 実施)への対応
一般財団法人野田市開 発協会 （みどりと水のまちづ くり課）	経営安定化にとって一 番重要となる集客を図 るため、次の取り組み を実施 ・コースの顧客評価に 見合った料金体系の 見直し ・顧客サービス水準の 維持向上 【みどりと水のまちづ くり課】	○	野田市パブリックゴルフ場の運営に ついて、「実施計画」及び「経営健全 化方針」に基づき、経営安定化向け た取組を実施した。 ひばりコースでは、スループレー制 や早朝・午後のハーフプレー営業を継 続するとともに、専用ホームページに よる予約受付、クレジットカードによ る支払いなども継続し、利用者の利便 性の向上に努めた。 けやきコースでは、早朝・午後のハ ーフプレー営業や市民・レディース・ シニアデーなど各種割引を継続すると ともに、市民対象の「けやき友の会」 や市外対象の「ワンイヤークラブ」な ど各会員の充実を図り、毎月開催する 会員コンペの他、オープンコンペやレ ディースコンペなど、各種コンペを定 期的に開催し集客を図った。 また、両コースで実施している、利 用料金の市民 10%、市外 5%還元 のポイントカード割引も継続して実施い く。 （１）経費削減のための施策 ・市への使用料（建設償還分）納入を 猶予 ・市への使用料（基金分）を全額免除 ・地権者の協力により借地料基本額を ３割削減 ・職員給与の 9%（給料月額 6%＋地 域手当 3%）削減等を実施 （２）安定的な経営実現に向けた施策 ●ひばりコース ・スループレー制の継続と早朝・午後 0.5R プレー営業の実施 ・若年層ゴルファー等の取り込みのた め、レンタルクラブ及びレンタルシ ューズの充実と、29 歳以下及び 70 歳以上の方へのレンタル用品の無料 提供を実施		パブリックゴルフ場 の入場者数は、前年度 と比べ利用者は減少し たものの見込みを上回 り、昨年度との比較 で、ひばりコースで 871 人減の 61,597 人、けやきコースで 396 人減の 46,720 人 （１日平均入場者数 150 人、前年度比 1 人 減）であり、当期利益 として、63,157,999 円の黒字となり、純資 産も 426,070,719 円 に増額となった。	厳しい経営環境にあるゴルフ業界 であり、ゴルフ人口の減少によるゴ ルフ場間の競合は、今後も激しくな るものと想定される。 このため、市は今後も経営安定化に 向けた支援を継続するとともに、 「経営健全化方針」に基づき、サー ビス水準の維持・向上を図り、入場 者数の増加への取り組みや経費の削 減など、更なる指導・監督を実施し て行く。 また、ひばり・けやき両コースと も、令和 5 年度同様、各種サービス を継続しつつ、収支の改善やサービ スの向上策に努めるとともに、けや きコースではコースの改修工事を積 極的に実施する。 令和 3 年度に借り入れた運営資金 5 億円に対し、市の支援策として、 都市公園整備基金を活用した利子補 給について継続実施する。 （１）経費削減のための施策 ・市への使用料（建設償還分）納入 の猶予について今後の取扱いを協議 する。 ・市への使用料（基金分）の全額免 除を継続 ・地権者の協力による借地料基本額 の 3 割削減を継続 ・職員給与の 9%（給料月額 6%＋ 地域手当 3%）削減等を継続 （２）安定的な経営実現に向けた施 策 ●ひばりコース ・スループレー制の継続と早朝・午 後 0.5R プレー営業など、各種施 策の継続 ・若年層ゴルファー等の取り込みの ため、レンタルクラブ及びレンタ

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
			●けやきコース ・全日昼食及び乗用カート付のサービスの実施と早朝・午後 0.5R プレー営業の実施 ・市民や女性、シニアなど、対象を絞った割引制度を実施			ルシューズの充実と、29 歳以下及び 70 歳以上の方へのレンタル用品の無料提供を継続 ●けやきコース ・全日昼食及び乗用カート付サービスの継続と早朝・午後 0.5R プレー営業など、各種施策の継続 ・市民や女性、シニアなど、対象を絞った割引制度の継続
野田業務サービス株式会社 （行政管理課）	・給食関連サービスの安定した提供に努めるとともに、新たに加わった郷土博物館及び市民会館の指定管理者として施設管理業務を適正かつ円滑に行えるよう、必要な指導監督を実施【行政管理課・生涯学習課】	△	＜学校給食調理業務＞ 学校給食調理業務及び野田市学校給食センター調理業務を受託した。 小・中学校 24 校及び幼稚園 1 園に 1 日給食数 10,444 食を、配膳業務では、小・中学校 13 校及び幼稚園 2 園に 1 日配膳数 5,177 食を提供した。 また、5 年度から新たに福田保育所給食調理業務の受託し、昼食等 1 日調理数 265 食を提供した。 ＜社員の質の向上＞ 資格取得を推奨しており、5 年度は 5 名受験し、3 名の新規取得となった。5 年度末の調理師免許の有資格者は 62 人中 54 人となった。 ＜社員募集の取組＞ 安全安心な給食の提供のため、公共職業安定所、市の無料職業紹介所、地学校から保護者へ連絡する「まちこみメール」の活用に加え、新たにインターネットを活用した募集から求人サイトへの掲載に見直し、地域報紙への掲載を行うとともに、調理社員の処遇を見直し、社員への登用を進めることで人材の確保及び育成を図った。	安定的な給食提供は行えたものの、異物混入が発生するなど、安全な給食提供に一部課題がある。 また、新給食センター受託に向けて職員の不足などの課題がある。	安定した給食の提供を行った。 募集方法を見直したことにより、調理員の応募が増え、社員確保に繋がっている。	引き続き安全衛生管理の充実と調理技術の向上を図り、児童・生徒等に喜ばれる安全安心な給食の提供を務めていく。 また、異物混入時の対策として、異物混入防止マニュアルの徹底を図るとともに、引き続き異物発生時対応訓練を実施していく。 積極的に社員の声を聴きながら、資格取得のメリットを説明し、資格取得を引き続き奨励するとともに、資格取得の手續に必要な事務等の支援を行っていく。 社員募集の取組としては、これまでの取組に加え、新聞折り込み、web 求人、地域広報紙への広告掲載など、新たな手法を導入しながら、引き続き社員の確保に努めていく。

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
			＜野田市郷土博物館及び野田市市民会館指定管理＞ 元市職員が館長として勤務し、市からの指導監督を受け、運営に反映している。 また、施設の管理運営状況を適時に把握するため、地域づくりネットワーク定例会の開催場所を郷土博物館又は市民会館で行い、そのネットワークを活用し、各博物館担当者と情報交換し、改善点の把握に努めた。		市からの指導監督を適切に受け、施設管理業務に反映している。	郷土博物館及び市民会館の指定管理者として施設管理業務を適正かつ円滑に行えるよう、必要な指導、監督を継続して実施する。
株式会社野田自然共生ファーム （農政課）	・就農支援事業の取組の実施【農政課】 ・耕畜連携事業の実施【農政課】	○ ○	「就農支援事務所」を「農業人材育成事務所」に改めた上で、新規就農者はもとより、農業業界の後継者の育成の場とし、研修体系についても、農業法人等での就農も見込み、農業用機械の取扱いや操作技術を研修に組み込み、農作業オペレーターとしての育成にも取り組んだ。 令和５年度は、約 29.1 ヘクタールの水田で生産された飼料用米約 148 トンを堆肥センターにおいて、SGS（ソフトグレインサイレージ）として加工し、市内 14 軒の酪農家のうち 9 軒が利用した。		新規就農希望者 5 名（事業開始からの合計人数 18 名）を雇用し、㈱野田自然共生ファームと市が協働で、新規就農希望者へ実践的な研修等を実施した。 現在雇用している者は日が浅いことから新たに就農した者はいないが、農作業の基礎を中心とした研修を実施し農業後継者としての育成に努めた。 また、㈱野田自然共生ファームが、新規就農希望者の野菜生産を目的として約 2.7 ヘクタールの遊休農地を借上げ耕作放棄地の解消に寄与した。 酪農家では輸入飼料価格の高騰、水稻農家では米価の低迷により経営が厳しい状況が続いているが、SGS 事業導入により酪農家は飼料費低減、水稻農家は省力化やコスト削減につながっている。昨年度と比較し、SGS を購	今後については、機械の操作技術等の研修についても、農業事務所などの外部機関の研修を活用・参考とし、しっかりとした就農につながるような取組として研修内容の充実を図っていく。 また、後継者の育成は野田市の農業基盤の形成に重要であることから、引続き同事業を推進するとともに、併せて遊休農地の解消に努めていく。 さらに、有機農業の推進についても自主事業の実施や研修などに参加し、努めていきたい。 飼料価格や資材価格の推移を注視し、今後についても畜産クラスター協議会及び営農組織と連携し、需給双方にとって適正な価格の設定、また、品質の向上、より安定的な生産を目指して協議を進めていく。

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未 実施）への対応
	・市民農園の集客力向上策の支援 【農政課】	○	令和5年度は田植えに加え、これまで新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止していた稲刈り、自然体験イベント、ホタル観察会、収穫祭を実施した。 また、罟を設置し特定外来生物であるカミツキガメの排除に努め、引き続き、安心して参加していただける「水田型市民農園」として運営した。		入した酪農家の軒数は変わっていないが、1軒あたりの要望量が増加したことにより、SGS 生産量が増加している。 ・市民農園 230区画 参加者410名 ・カミツキガメの排除 調査箇所 29か所 カミツキガメ捕獲数 11匹	今年度も田植えから草取り、稲刈りまでの技術指導や自然体験イベント、ホタル観察会、収穫祭等を行うとともに、農業人材育成事業所等で生産した作物を販売するなど内容の充実を図る。 市民農園事業については経費負担の増額が課題となっていたことから、利用料金の見直しを実施したところであり、引き続き、「自然に配慮した環境保全型農業」として、市民農園を市と協働で運営し、参加者の方々に自然環境に触れ合いながら農業を体感していただけるよう事業実施に努める。 ・令和6年度 市民農園 145区画 290名 ・田植え参加者 271名 （コウノトリの野外繁殖と重なったため受付人数を抑制） また、特定外来生物であるカミツキガメの排除に努め、安心して参加していただける「水田型市民農園」として運営する。
	・コウノトリ飼育事業の実施 【みどりと水のまちづくり課】	○	コウノトリ飼育等業務を受託し、5年度は、兵庫県立コウノトリの郷公園から譲り受けた有精卵から孵化した2羽の放鳥を8月23日に行った。 また、親鳥ペアのメス（コウちゃん）が高齢（1995年生：28才）であることから、後継ペアを飼育するため令和4年11月16日に兵庫県立コウノトリの郷公園からオスの個体（移送直後に死亡を確認）と共にこのとりの里に移送したミライ（2014年に		5年度の放鳥のうち一羽は放鳥後の事故で死亡が確認されたが、残る一羽については、8月30日に東京港野鳥公園（東京都大田区）で、他の野鳥と餌を食べている様子が確認され、その後も目撃情報を得ている。	次年度以降も野田市コウノトリ保全実施計画に基づき、コウノトリの飼育・放鳥を継続し、IPPM-OWSと協議し、遺伝的多様性に配慮した結果、托卵がのぞましい場合は托卵を実施する。 また、施設周辺に滞在している野外個体の状況を確認しながら放鳥を実施する。 さらに、江川地区に4年以上滞在しているオスがメスとペアとなり定

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未 実施）への対応
			野田市で誕生したメス）を、令和5年 10月4日に多摩動物公園に移送し た。 観察棟入場者：4,867 名		ミライ（2014 年に 野田市で誕生したメ ス）については、令和 5年10月4日に多摩 動物公園に移送後に再 度ペアリングに取り組 んでいる。	着し、繁殖することを目指して湿地 再生の取り組みを実施する。 なお、地域振興としてコウノトリ のグッズを新たに開発し販売を行 う。

(5) 財政運営の健全化

① 財政規律の堅持

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
財政規律の堅持 （財政課）	・本市独自のプライマリーバランスの考え方の遵守及び臨時財政対策債の発行抑制 【財政課】 ・財政調整基金の取崩しに頼らない予算編成の確立 【財政課】	○ ○	本市独自のプライマリーバランスの考え方の遵守については、合併特例債の発行を前提に設定した普通建設事業に係る通常債の起債上限額を令和5年度も引き続き遵守して予算編成を行った。また、臨時財政対策債の発行については、令和5年度は地方消費税交付金の減収見込みを受けて、必要な一般財源を確保するため発行可能額に対して満額を発行したが、臨時財政対策債以外も含めた市債発行総額を公債費の元金償還額以内に抑制することで対応した。 令和6年度の当初予算編成に当たっては、引き続き社会保障関係費が大きく伸びていることに加え、人件費の増加や物価高騰の影響による各種経費の増加があり、必要な一般財源の確保が非常に厳しい状況であったが、全庁を挙げたゼロベースでの全事務事業見直し等により経費の削減に努め、財政調整基金を取り崩さずに収支均衡を図った。		左記取組の実施により、令和5年度末の市債残高を前年度末に比べて約17億7千万円減少させた。 平成30年度以降の当初予算編成においては、新型コロナウイルス感染症の影響で市税が約11億円の減収見込みとなった令和3年度を除いて、全て財政調整基金を取り崩さずに収支均衡を図っており、一定規模の基金残高が確保できている。	令和5年度をもって合併特例債の発行が終了したことに伴い、今後は合併特例債の発行を前提としていた本市独自のプライマリーバランスの考え方ではなく、一般的なプライマリーバランス黒字化の考え方に基づき、臨時財政対策債を含む市債発行総額を公債費の元金償還額以内とし、毎年度市債残高を確実に減少させることを原則に財政運営を行っていく。また、当面は通常債の発行限度額を35億円に抑制するとともに、うち交付税措置の全くない通常債の発行限度額は20億円として将来負担の抑制に努める。 財政調整基金の取崩しに頼らない予算編成の確立に向けて、令和7年度当初予算編成においても、引き続きゼロベースでの全事務事業見直しや行政改革の推進による経費削減、新たな財源確保に全庁を挙げて取り組んでいく。

② 市税、使用料等の徴収率の向上

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△(一部 実施)又は×(未実施) への対応																		
市税 (収税課)	・市税の目標徴収率 98.50% 【収税課】	○	現年度新規滞納者への早期対応のため、督促状の発送と併せて、収税課職員による電話及びSMSによる催告、工夫を凝らした催告書の送付、未納者の自宅訪問、徹底的な財産調査を継続実施し、徴収率向上及び自主財源の確保に努めた。 また、納付することが困難な者に対しては、徴収猶予等の緩和制度の周知及び適正な執行に努め、生活や事業の再建が必要な場合は支援の窓口を案内するなど、生活再建に留意した滞納整理を推進した。 納付方法については、クレジットカードやスマートフォンアプリ等での納付が可能である、地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」について、令和5年4月開始に伴い積極的に周知した。 (千円) <table><tr><td></td><td>調定額</td><td>収納額</td><td>未済額</td><td>徴収率</td><td>不納 欠損額</td></tr><tr><td>4年度</td><td>23,225,481</td><td>22,933,481</td><td>254,037</td><td>98.74%</td><td>37,963</td></tr><tr><td>5年度</td><td>23,517,806</td><td>23,238,395</td><td>251,720</td><td>98.81%</td><td>27,691</td></tr></table>		調定額	収納額	未済額	徴収率	不納 欠損額	4年度	23,225,481	22,933,481	254,037	98.74%	37,963	5年度	23,517,806	23,238,395	251,720	98.81%	27,691		令和4年度 98.74%に比べ、令和5年度 98.81%と 0.07%増加した。	令和6年度についても、より現年度重視とし、電話及びSMSによる催告、催告書の送付、未納者の自宅訪問などの滞納整理を継続実施し、滞納事案の早期完結を図る。 一方で、納付が困難な者については、納付相談時に実情を把握するよう努め、生活再建に留意した滞納整理を実施する。 また、地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」により、クレジットカードやスマートフォンアプリによる納付など、納付方法が大幅に拡充されたことを引き続き周知する。
	調定額	収納額	未済額	徴収率	不納 欠損額																			
4年度	23,225,481	22,933,481	254,037	98.74%	37,963																			
5年度	23,517,806	23,238,395	251,720	98.81%	27,691																			
国民健康保険料 (収税課)	・国民健康保険料の目標徴収率 84.21% 【収税課】	○	同上 (千円) <table><tr><td></td><td>調定額</td><td>収納額</td><td>未済額</td><td>徴収率</td><td>不納 欠損額</td></tr><tr><td>4年度</td><td>3,409,853</td><td>3,030,806</td><td>314,789</td><td>88.88%</td><td>64,258</td></tr><tr><td>5年度</td><td>3,095,608</td><td>2,787,130</td><td>275,523</td><td>90.03%</td><td>32,955</td></tr></table>		調定額	収納額	未済額	徴収率	不納 欠損額	4年度	3,409,853	3,030,806	314,789	88.88%	64,258	5年度	3,095,608	2,787,130	275,523	90.03%	32,955		令和4年度 88.88%に比べ、令和5年度 90.03%と 1.15%増加した。	同上 令和6年度の保険料引上げによる影響を注視し、随時必要な滞納整理を実施する。
	調定額	収納額	未済額	徴収率	不納 欠損額																			
4年度	3,409,853	3,030,806	314,789	88.88%	64,258																			
5年度	3,095,608	2,787,130	275,523	90.03%	32,955																			
介護保険料 (収税課)	・介護保険料の目標徴収率 97.67% 【収税課】	○	同上 (千円) <table><tr><td></td><td>調定額</td><td>収納額</td><td>未済額</td><td>徴収率</td><td>不納 欠損額</td></tr><tr><td>4年度</td><td>2,887,742</td><td>2,867,505</td><td>17,540</td><td>99.30%</td><td>2,697</td></tr><tr><td>5年度</td><td>2,866,309</td><td>2,847,516</td><td>15,816</td><td>99.34%</td><td>2,977</td></tr></table>		調定額	収納額	未済額	徴収率	不納 欠損額	4年度	2,887,742	2,867,505	17,540	99.30%	2,697	5年度	2,866,309	2,847,516	15,816	99.34%	2,977		令和4年度 99.30%に比べ、令和5年度 99.34%と 0.04%増加した。	同上 令和6年度の保険料引上げによる影響を注視し、随時必要な滞納整理を実施する。
	調定額	収納額	未済額	徴収率	不納 欠損額																			
4年度	2,887,742	2,867,505	17,540	99.30%	2,697																			
5年度	2,866,309	2,847,516	15,816	99.34%	2,977																			

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△(一部 実施)又は×(未実施) への対応																																																			
市営住宅使用料 （営繕課）	・市営住宅使用料の目標徴収率 92.5% ・現年度分徴収率向上に向け徴収対策を強化する。 【営繕課】	○	＜家賃・駐車場料金（現年分）＞（円） <table><tr><td></td><td>調定額</td><td>収納額</td><td>未済額</td><td>徴収率</td></tr><tr><td>4 年度</td><td>75,015,628</td><td>72,682,418</td><td>2,333,210</td><td>96.89%</td></tr><tr><td>5 年度</td><td>77,523,117</td><td>75,375,197</td><td>2,147,920</td><td>97.23%</td></tr></table> ＜家賃・駐車場料金（滞繰分）＞（円） <table><tr><td></td><td>調定分</td><td>収納額</td><td>未納額</td><td>徴収率</td><td>不納欠損額</td></tr><tr><td>4 年度</td><td>6,868,000</td><td>3,492,399</td><td>2,616,611</td><td>50.85%</td><td>758,990</td></tr><tr><td>5 年度</td><td>4,949,821</td><td>2,770,150</td><td>2,179,671</td><td>55.96%</td><td>0</td></tr></table> ＜家賃・駐車場料金（現年分・滞繰分合計）＞（円） <table><tr><td></td><td>調定分</td><td>収納額</td><td>未納額</td><td>徴収率</td><td>不納欠損額</td></tr><tr><td>4 年度</td><td>81,883,628</td><td>76,174,817</td><td>4,949,821</td><td>93.03%</td><td>758,990</td></tr><tr><td>5 年度</td><td>82,472,938</td><td>78,145,347</td><td>4,327,591</td><td>94.75%</td><td>0</td></tr></table> 家賃等滞納整理事務取扱要綱に基づき、入居中の滞納者への督促状の送付や書面での催告、電話催告を実施するとともに、昼夜間の臨戸徴収を実施した。また、退去滞納者については、未収金の回収業務を法律事務所に委託した。		調定額	収納額	未済額	徴収率	4 年度	75,015,628	72,682,418	2,333,210	96.89%	5 年度	77,523,117	75,375,197	2,147,920	97.23%		調定分	収納額	未納額	徴収率	不納欠損額	4 年度	6,868,000	3,492,399	2,616,611	50.85%	758,990	5 年度	4,949,821	2,770,150	2,179,671	55.96%	0		調定分	収納額	未納額	徴収率	不納欠損額	4 年度	81,883,628	76,174,817	4,949,821	93.03%	758,990	5 年度	82,472,938	78,145,347	4,327,591	94.75%	0		令和 4 年度 93.03%に比べ、令和 5 年度 94.75%と 1.72%増加した。	入居中の滞納者に対しては、引き続き督促状、催告書の送付、電話での督促、臨戸徴収を実施するとともに、退去滞納者については、未収金の回収業務を法律事務所に委託していく。また、滞納者の個別の生活状況を把握し状況に応じ家賃等の減免制度を案内していく。
	調定額	収納額	未済額	徴収率																																																					
4 年度	75,015,628	72,682,418	2,333,210	96.89%																																																					
5 年度	77,523,117	75,375,197	2,147,920	97.23%																																																					
	調定分	収納額	未納額	徴収率	不納欠損額																																																				
4 年度	6,868,000	3,492,399	2,616,611	50.85%	758,990																																																				
5 年度	4,949,821	2,770,150	2,179,671	55.96%	0																																																				
	調定分	収納額	未納額	徴収率	不納欠損額																																																				
4 年度	81,883,628	76,174,817	4,949,821	93.03%	758,990																																																				
5 年度	82,472,938	78,145,347	4,327,591	94.75%	0																																																				
住宅新築資金等貸付金元利収入 （人権・男女共同参画推進課）	・住宅新築資金等貸付金元利収入滞納繰越分の目標徴収率 5.5% ・滞納繰越分の目標徴収率 5.5%を達成するため行政法律相談を活用しながら個別ケースごとに整理を行うとともに、償還困難な債務者の債権については、不納欠損処分を検討 【人権・男女共同参画推進課】	△	＜滞納繰越分＞（千円） <table><tr><td></td><td>調定額</td><td>収納額</td><td>未済額</td><td>徴収率</td><td>不納欠損</td></tr><tr><td>4 年度</td><td>177,175</td><td>2,931</td><td>174,244</td><td>1.65%</td><td>0</td></tr><tr><td>5 年度</td><td>174,244</td><td>2,640</td><td>163,712</td><td>1.52%</td><td>7,892</td></tr></table> 定期分納者を含む債務者に対し、戸別訪問や電話催告などを実施した。 野田市私債権管理条例に基づき適切に債権の放棄を行うために、債務者の自己破産等の実状を個別に整理した。 ＜参考＞口座振替利用率 <table><tr><td></td><td>債務者</td><td>口座振替数</td><td>口座利用率</td></tr><tr><td>4 年度</td><td>40 人</td><td>6 人</td><td>15.0%</td></tr><tr><td>5 年度</td><td>39 人</td><td>6 人</td><td>15.4%</td></tr></table> 野田市私債権管理条例第6条第1項第2号に基づき私債権2件を放棄し、不能欠損処理を実施した。 宅地分 1,928,007 円 住宅分 5,964,387 円 計 7,892,394 円		調定額	収納額	未済額	徴収率	不納欠損	4 年度	177,175	2,931	174,244	1.65%	0	5 年度	174,244	2,640	163,712	1.52%	7,892		債務者	口座振替数	口座利用率	4 年度	40 人	6 人	15.0%	5 年度	39 人	6 人	15.4%	債務者に対する電話催告や定期分納者に対する分納額の増額要請を実施しているものの、貸付開始から50 年以上経過しており（平成 14 年度以降は償還のみ）、債務者の高齢化や厳しい経済状況の中、長期滞納者が固定化し、滞納繰越分の徴収率向上が困難になっていることから、目標徴収率は達成できなかったため	令和 4 年度 1.65%に比べ、令和 5 年度 1.52%と 0.13%減少した。	債務者の中には、本人や連帯保証人の死亡、居所不明、自己破産等の理由により実質的に回収が困難なケースが見受けられる。																					
	調定額	収納額	未済額	徴収率	不納欠損																																																				
4 年度	177,175	2,931	174,244	1.65%	0																																																				
5 年度	174,244	2,640	163,712	1.52%	7,892																																																				
	債務者	口座振替数	口座利用率																																																						
4 年度	40 人	6 人	15.0%																																																						
5 年度	39 人	6 人	15.4%																																																						
					引き続き、個別に事例を整理し、地方自治法施行令に基づく徴収停止を活用しつつ、やむを得ず徴収できない案件については、野田市私債権管理条例に基づき適切に債権の放棄を行う。	また、定期分納者に対しては、定期的に連絡を取りながら																																																			

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△(一部 実施)又は×(未実施) への対応																														
						分納額の増額を要請する。																														
下水道受益者負担金及び使用料 （下水道課）	- 受益者負担金（現年分）の目標徴収率98.95% - 使用料金（現年分）の目標徴収率97.78% - 滞納者には個別訪問や電話催告などを積極的に行うとともに、受益者負担金や使用料の必要性を理解してもらい、納付意識の向上を図り、徴収率向上に努める。 【下水道課】	△	＜受益者負担金（現年分）＞（千円） <table><tr><td></td><td>調定額</td><td>収納額</td><td>未済額</td><td>徴収率</td></tr><tr><td>4年度</td><td>74,985</td><td>74,136</td><td>849</td><td>98.87%</td></tr><tr><td>5年度</td><td>51,212</td><td>50,600</td><td>612</td><td>98.80%</td></tr></table> 受益者負担金 督促状発送295件 催告書発送104件 電話催告30件 臨戸訪問5件 ＜下水道使用料（現年分）＞（千円） <table><tr><td></td><td>調定額</td><td>収納額</td><td>未済額</td><td>徴収率</td></tr><tr><td>4年度</td><td>1,480,656</td><td>1,445,172</td><td>35,484</td><td>97.60%</td></tr><tr><td>5年度</td><td>1,490,504</td><td>1,451,988</td><td>38,516</td><td>97.42%</td></tr></table> 下水道使用料 督促状発送25,187件 催告書発送3,301件		調定額	収納額	未済額	徴収率	4年度	74,985	74,136	849	98.87%	5年度	51,212	50,600	612	98.80%		調定額	収納額	未済額	徴収率	4年度	1,480,656	1,445,172	35,484	97.60%	5年度	1,490,504	1,451,988	38,516	97.42%	受益者負担金及び下水道使用料については、督促状及び催告書等による徴収対策に取り組んできたが、目標徴収率は達成できなかった。	受益者負担金については、令和4年度98.87%に比べ、令和5年度98.80%と0.07%減少した。 使用料については、令和4年度97.60%に比べ、令和5年度97.42%と0.18%減少した。	今後も現年度未納者に対しては、引き続き督促状による早期通知と数回の催告書を送付し、未納額が少額のうちに納付を促す。また、納付が滞ってきた未納者には電話催告と臨戸徴収も引き続き行い、納付相談等を行いながら徴収率向上に努める。
	調定額	収納額	未済額	徴収率																																
4年度	74,985	74,136	849	98.87%																																
5年度	51,212	50,600	612	98.80%																																
	調定額	収納額	未済額	徴収率																																
4年度	1,480,656	1,445,172	35,484	97.60%																																
5年度	1,490,504	1,451,988	38,516	97.42%																																

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△(一部 実施)又は×(未実施) への対応																																	
水道料金 （水道部業務課）	・水道料金（現年分） の目標徴収率 99.6％ 【業務課】	○	水道料金等関連業務包括委託により、水道料金収納業務を民間委託しており、現年度の徴収率向上に力点を置き業務を行っている。未納付者には、督促状の送付、年2回の特別催告状の送付、給水停止を伴う納付指導により新たな滞納者が生じないよう取り組んでいる。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、滞納者に対する給水停止緩和措置を終了した。 ・督促状発送件数：25,187 件 ・特別催告書発送件数 3,301 件（過年度分含む） ＜水道料金（現年分）＞（千円） <table><tr><td></td><td>調定額</td><td>収納額</td><td>未済額</td><td>徴収率</td></tr><tr><td>4 年度</td><td>2,587,096</td><td>2,575,210</td><td>11,886</td><td>99.54%</td></tr><tr><td>5 年度</td><td>2,805,831</td><td>2,797,859</td><td>7,972</td><td>99.72%</td></tr></table>		調定額	収納額	未済額	徴収率	4 年度	2,587,096	2,575,210	11,886	99.54%	5 年度	2,805,831	2,797,859	7,972	99.72%		令和4年度 99.54％に比べ、令和5年度 99.72％と 0.18％増加した。	現年度の徴収率向上に力点を置き、督促状及び催告書の送付、細やかな納付相談を実施し、引き続き新たな滞納者が生じないよう取組を進めていく。 また、分割納付者には年度内に完納となる支払い計画を立てる指導をしている。																		
	調定額	収納額	未済額	徴収率																																			
4 年度	2,587,096	2,575,210	11,886	99.54%																																			
5 年度	2,805,831	2,797,859	7,972	99.72%																																			
保育所保育料 （子ども保育課）	・引き続き、公立保育所における保育所長の「声かけ」や、私立保育所等における職員の督促を実施するほか、児童手当からの申出徴収等、これまでの徴収対策を確実に継続実施 【子ども保育課】	○	＜保育所保育料（現年分）＞（千円） <table><tr><td></td><td>調定額</td><td>収納額</td><td>未済額</td><td>徴収率</td></tr><tr><td>4 年度</td><td>207,713</td><td>206,612</td><td>1,101</td><td>99.47%</td></tr><tr><td>5 年度</td><td>213,727</td><td>212,920</td><td>807</td><td>99.62%</td></tr></table> ＜保育所保育料（滞繰分）＞（千円） <table><tr><td></td><td>調定分</td><td>収納額</td><td>未納額</td><td>徴収率</td><td>不納欠損額</td></tr><tr><td>4 年度</td><td>3,424</td><td>1,514</td><td>1,886</td><td>44.22%</td><td>24</td></tr><tr><td>5 年度</td><td>2,987</td><td>1,355</td><td>785</td><td>45.36%</td><td>847</td></tr></table> 現年度分保育料は、毎月の収納管理（振替、不能通知発送）を実施しており、未納者に対しては督促状を送付した。 口座振替の利用促進を図るため、入所決定通知送付時に口座振替の案内を同封した。 平成24年度から制度化された児童手当からの徴収の申出を引き続き活用した。 滞納繰越分保育料は、催告状送付の際に納付書及び児童手当からの徴収申出書を同封（納付機会の増加）し、更に電話催告を実施した。		調定額	収納額	未済額	徴収率	4 年度	207,713	206,612	1,101	99.47%	5 年度	213,727	212,920	807	99.62%		調定分	収納額	未納額	徴収率	不納欠損額	4 年度	3,424	1,514	1,886	44.22%	24	5 年度	2,987	1,355	785	45.36%	847		現年分について、 令和4年度 99.47％に比べ、令和5年度 99.62％と 0.15％増加した。	平成27年度以降実施している一連の徴収強化策は毎年効果を上げ、徴収率が高い水準で上昇を続けているため、取組を確実に継続する。 特に、保育所送迎時における子ども保育課職員による保護者への直接納付指導は、納付や児童手当申出徴収に確実に結びつき、効果が特に高いことから、今後も継続して実施するとともに、課内のジョブローテーションにより徴収経験やスキルを持つ職員を増
	調定額	収納額	未済額	徴収率																																			
4 年度	207,713	206,612	1,101	99.47%																																			
5 年度	213,727	212,920	807	99.62%																																			
	調定分	収納額	未納額	徴収率	不納欠損額																																		
4 年度	3,424	1,514	1,886	44.22%	24																																		
5 年度	2,987	1,355	785	45.36%	847																																		

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部 実施）又は×（未実施） への対応												
			地方自治法第 236 条第 1 項に基づき時効が成立したものについては、適正に不納欠損処理を実施した。 （参考）保育所保育料口座振替利用率（人） <table><tr><td></td><td>保育料賦課 延べ児童数</td><td>口座振替 延べ児童数</td><td>口座振替 利用率</td></tr><tr><td>4 年度</td><td>8,565</td><td>7,718</td><td>90.11%</td></tr><tr><td>5 年度</td><td>8,215</td><td>7330</td><td>89.23%</td></tr></table>		保育料賦課 延べ児童数	口座振替 延べ児童数	口座振替 利用率	4 年度	8,565	7,718	90.11%	5 年度	8,215	7330	89.23%			加させ、長期的に高い徴収率を維持できる体制を構築する。
	保育料賦課 延べ児童数	口座振替 延べ児童数	口座振替 利用率															
4 年度	8,565	7,718	90.11%															
5 年度	8,215	7330	89.23%															

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△(一部 実施)又は×(未実施) への対応																																													
学童保育所保育料 （児童家庭課）	・引き続き、登所や帰宅の際の声かけ、滞納催告及び滞納者の納付相談等、徴収率向上に取り組んでいくとともに、現年度重視の徴収対策を実施 【児童家庭課】	○	＜学童保育料（現年分）＞（千円） <table><tr><td></td><td>調定額</td><td>収納額</td><td>未済額</td><td>徴収率</td></tr><tr><td>4 年度</td><td>142,828</td><td>141,114</td><td>1,714</td><td>98.80%</td></tr><tr><td>5 年度</td><td>150,830</td><td>148,528</td><td>2,302</td><td>98.47%</td></tr></table> ＜学童保育料（滞繰分）＞（千円） <table><tr><td></td><td>調定分</td><td>収納額</td><td>未納額</td><td>徴収率</td><td>不納欠損額</td></tr><tr><td>4 年度</td><td>4,675</td><td>1,350</td><td>2,926</td><td>28.88%</td><td>399</td></tr><tr><td>5 年度</td><td>4,639</td><td>1,448</td><td>2,744</td><td>31.21%</td><td>447</td></tr></table> 現年分の徴収対策として、より早期の納付を促すため、口座不納通知と督促状を同時送付することとした。 現年催告については、年3回実施するとともに年2回重点的に電話催告を行い、徴収率は98.47%と前年比0.33ポイントの減となった。 過年度分については、年3回実施し、徴収率31.21%と前年比2.33ポイント増となった。 催告書発送時や電話や面談による相談の際には、納付計画を作成、履行確認を徹底し、「児童手当からの徴収の申出書」による納付を促し、これらの滞納整理により過年度分は998,950円、現年度分は370,000円、合計で1,368,950円を徴収した。 （参考）学童保育所口座振替利用率（人） <table><tr><td></td><td>保育料賦課 延べ児童数</td><td>口座振替 延べ児童数</td><td>口座振替 利用率</td></tr><tr><td>4 年度</td><td>15,841</td><td>15,363</td><td>96.98%</td></tr><tr><td>5 年度</td><td>16,576</td><td>15,993</td><td>96.48%</td></tr></table>		調定額	収納額	未済額	徴収率	4 年度	142,828	141,114	1,714	98.80%	5 年度	150,830	148,528	2,302	98.47%		調定分	収納額	未納額	徴収率	不納欠損額	4 年度	4,675	1,350	2,926	28.88%	399	5 年度	4,639	1,448	2,744	31.21%	447		保育料賦課 延べ児童数	口座振替 延べ児童数	口座振替 利用率	4 年度	15,841	15,363	96.98%	5 年度	16,576	15,993	96.48%		現年分について、令和4年度98.80%に比べ、令和5年度98.47%と0.33%減少したが、高い徴収率となった。	引き続き口座振替の促進や督促及び催告を実施し、電話や面談により納付相談を行う。 高額滞納者については、市職員が学童保育所に出向いたり、自宅に訪問したりすることで、納付を促す対策を行う。
	調定額	収納額	未済額	徴収率																																															
4 年度	142,828	141,114	1,714	98.80%																																															
5 年度	150,830	148,528	2,302	98.47%																																															
	調定分	収納額	未納額	徴収率	不納欠損額																																														
4 年度	4,675	1,350	2,926	28.88%	399																																														
5 年度	4,639	1,448	2,744	31.21%	447																																														
	保育料賦課 延べ児童数	口座振替 延べ児童数	口座振替 利用率																																																
4 年度	15,841	15,363	96.98%																																																
5 年度	16,576	15,993	96.48%																																																

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
徴収専門部署の設置検討 （行政管理課）	・徴収専門部署の設置検討 【行政管理課】	○	大きな効果が見込めないことから、債権管理の専門部署については現時点では、設置しないこととした。		債権管理専門部署設置の検討過程において、各課の滞納状況や各部署が実施する滞納整理手法について共有することができた。	引き続き、当市の債権の状況を注視しながら債権管理専門部署の設置を必要に応じて検討する。

③ 補助金の在り方の検討

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
補助金の在り方の検討 （財政課）	・団体補助金について、全事務事業の見直しを踏まえ、適正化に向けて団体との協議を実施 ・協議結果に基づき、補助金の見直しを実施 【財政課】	△	団体補助金については、当該団体の活動を支援する立場で常に見直しを行い、団体との協議の中で必要性を見極め、随時適正化に向けて団体との協議を実施している。また、必要な補助金については、透明性を確保する観点から補助対象経費や補助率を定める個別の交付要綱の制定を進めていることから、個別の交付要綱が未制定となっている補助金については状況の確認を行った。 また、いくつかの補助金において不適切な事務処理があったほか、他の補助金においても補助対象経費の確認や事業の監査などの事務に形骸化している実態が見受けられることから、補助金等交付規則の改正を含めた補助金交付事務の見直しに向けて、事業費補助と運営費補助の明確化に着手した。	令和5年度末において、団体補助金のうち24件については、個別交付要綱が未制定となっている。また、補助金交付事務の見直しについても、事業費補助と運営費補助の明確化に時間を要し、見直しに至っていない。 なお、補助金交付事務の見直しの中で、新たに2件の補助金を団体補助金として整理したため、個別交付要綱の未制定件数が2件増加している。	団体との協議に時間を要しているため、団体補助金の見直し及び個別交付要綱の制定が進んでいない。	個別の補助金交付要綱が未制定のものについては、引き続き当該団体と十分な協議を実施し、補助金の必要性の検証を行った上で要綱を制定する。 補助金交付事務の見直しについては、事業費補助、運営費補助の明確化を図り、それぞれに応じた精算・返納の考え方を整理した上で、適切な補助金交付事務となるよう見直しを進める。

④ 給付サービスの見直し

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
給付サービスの見直し （障がい者支援課、行政 管理課）	障害児通所給付費について、標準的な利用日数の算定、支給決定基準の改定、新支給決定基準の運用、事業所監査等の実施 【障がい者支援課】	○	令和2年度に改定した放課後等デイサービスの支給決定基準に基づき、運用を継続実施した。また、児童通所施設訪問を実施し、適切な運営が行われているか実施事業や公表された事業所自己評価に基づく内容の確認等を実施した。 ○改定内容 放課後等デイサービスの支給量の目安を22日／月（一律）から14日／月（14日を超える申請については、利用者の障がい特性、家庭環境等を考慮して決定）に改定		支給量目安について、利用者及び相談支援員への適正利用の周知や理解を深めてもらい、個人に合わせた適正な支給量の申請に努めてもらっている。 児童通所施設事業所訪問について、令和5年度は7事業所実施し、いずれも適正なサービス提供が行われていることを確認した。	引き続き、改定された支給量の目安について利用者及び相談支援専門員へ周知し理解を図るとともに、事業所を訪問し、適切なサービス提供が行われているか確認することで、適正な給付費の支給を図る。
	その他、扶助費が急増しているため、市単独給付サービスについて、常に見直しを実施 【障がい者支援課】	○	将来に向けて必要な施策の実現に向けて、市単独事業の見直し作業を実施した。 ○見直し内容 ・福祉タクシー協力金（令和5年4月分から適用） 福祉タクシー事業者に、協力費として一般タクシーの利用1回当たり300円、ストレッチャー又はリフト付タクシーの利用1回当たり700円を交付していたところだが、協力費を一律300円に変更した。		福祉タクシー協力金 ①見直し前 令和4年度決算額 2,312,900円 ②見直し後 令和5年度決算額 1,447,500円 財政効果（①－②） 865,400円	将来に向けて必要な施策の実現に向けて、引き続き、市単独事業の見直しを進める。

⑥ 使用料等の負担の適正化

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
使用料等の負担の適正化 （行政課、市民課、生涯学習課、関係課）	・市外居住者料金及び市民火葬料の有料化の検討 【市民課、行政課】	△	市民火葬料の有料化は、他市の使用料算出の考え方を参考として検討し、新型コロナウイルス感染症の状況や市外利用者の利用状況の推移を見極めることとした。 市外火葬料の改定は、令和2年7月1日から実施し、改定前1年間（R元年7月～2年6月）の利用者全体に占める市外利用者の利用率9.8%に対し、改定後3年間（R2年7月～5年6月）の平均利用率は7.9%となった。	他市の使用料算出の考え方を基に有料化の検討を行ったが、新型コロナウイルス感染症の状況や市外利用者の利用状況の推移を見極めることから、有料化には、至っていないため。	全体の火葬件数は増加傾向にあるものの、市外住民の火葬件数は減少傾向となり、市民の利用率の向上に、一定の効果があったものと推察される。	斎場を運営していく上で、設備の維持管理費用が必要であることから、引き続き市民火葬料の有料化を検討して、有料化の検討に当たっては、既に老朽化による修繕が必要な箇所が多くあることから、市民の理解を得るためにも、一定程度の修繕を行い、利用環境を整備することを前提とする。
	・公民館等の減免基準の検討 ・公民館等の減免基準の策定及び運用 【生涯学習課、行政課】	△	公民館使用料を一律有料化することは、社会教育法に定める市民利用への影響が大きいことから、検討を進める中で、他市の減免状況を参考とするため、近隣市の状況を確認した。	社会教育関係団体、福祉団体や地域の団体の棲み分けや他市の状況を調査したが、減免率など、公民館以外の施設も含めて検討する必要があり、その整理が進まず、減免基準（案）の作成までに至らなかった。	他市の減免状況とその理由を確認したが、減免基準の検討までは至っていない。	今後、公民館等の減免基準（案）を作成し、生涯学習審議会に諮問できるように検討を進める。
	・市外居住者料金の見直し 【行政課】	×	市外居住者料金の見直しについては、公民館の減免基準の策定及び受益者負担を考慮した各施設の市内居住者料金の見直し後に行う必要があるため、市外居住者料金の見直しについて具体的な検討に至らなかった。	市外居住者料金の見直しに至らなかったため。	市外居住者料金の見直しに至っていない。	公民館等の減免基準の整理結果を待って、市外料金の見直しを行うこととしていたが、公民館の減免基準が進捗していない。 また、市民料金については、受益者負担や施設の築年数に応じた減価償却等を考慮しつつ、先行して検討を進めていく。

(6) 情報化の推進

① 電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守 （行政管理課、関係課）	電子自治体の実現に向けて、新たな技術について、先進自治体の状況を視察するなど、導入に向けて積極的な検討を実施【情報政策課、関係課】	○	公民館全10館において公共施設のインターネット予約を開始した。 キャッシュレス決済については、関宿支所、南出張所、北出張所、中央出張所及び愛宕駅前出張所の5施設において導入した。 RPA や AI-OCR を国保年金課、生活支援課、子ども保育課、会計管理者、教育総務課、学校教育課へ導入した。		公共施設のインターネット予約については、公共施設に赴くことなく、かつ公共施設の開館時間を問わず予約できるようになり、市民の利便性が向上した。 キャッシュレス決済についても、各種証明書の交付手数料を現金以外で支払えるようになり、市民の利便性が向上した。 RPA や AI-OCR を導入した課は、入力業務の所要時間が大幅に減り、削減できた時間を活用して別の業務に注力できるようになり、職員の事務効率が向上した。	市民の利便性向上のため、インターネット予約に対応していない公共施設についても、環境が整ったものから整備を行っていく。 令和6年度 DX 推進については、オンライン診療を導入し、自宅でスマホ等の画面越しに医師の診療が受けられるようになった。 介護認定について、調査票をデジタル化することで、調査票や資料のやりとりをクラウド化し、審査会についても Web 会議で行うなど認定までの期間を短縮するため、ICT 化を行う。 直営保育所について、園児の登降園管理や、保護者への連絡を管理するアプリを導入することで、保護者・保育士両方の負担軽減を図る。 健康アプリを導入し、健康スポーツポイントの事業をアプリで実施することで、ポイントの付与やポイントの計算のデジタル化を図る。 職員の事務効率向上のため、RPA や AI-OCR について、今後も各所属からヒアリングを行い、事務の効率化が見込める場合については、積極的に導入を検討していく。 業務用チャットツールである LoGo チャットを千葉県の共同調達で試験的に導入を行う。運用方針としては、庁外職員との連絡や、発災時初動体制の調整用として活用を予定しており、円滑な運用を図る。 議事録作成ツールであるログミーツを導入し、議事録作成時間の短縮を図る。説明会等を実施し、ログミーツを活用しやすい環境作りに尽力する。 全庁的な業務効率化に向けて、ノーコードでアプリの作成が可能であるキントーンを導入する。まずは人

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未 実施）への対応
						事課と協議の上、活用事例を作っ ていき、庁内に活用事例を広めてい く。

2 組織等の見直し

(1) 組織機構の見直し

① 組織の統廃合と組織体制の整備

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△(一部実施)又は×(未 実施)への対応
組織の統廃合と組織体制の整備 （行政管理課）	・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所、梅郷駅西土地区画整理事務所及び関宿地区土地区画整理事務所の事業の進捗に伴う都市整備課への統合【都市整備課、行政管理課】	△	・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所に係る愛宕駅東第一地区の土地区画整理事業は令和元年7月19日に換地処分の公告がなされ、その後、2年9月10日に清算終了（土地区画整理事業完了）したことを受け、換地データ等は、都市整備課へ移管手続きが完了した。愛宕駅西口において、県道つくば野田線から西口駅前広場へ通ずる歩行者専用道路を整備し、供用を開始した。 次に愛宕駅西口については、駅前広場築造工事及びシェルター設置工事に着手し、工事材料の手配に期間を要したため、年度内完了が出来ず、翌年度へ繰越処理を行った。 また、愛宕駅東口については、駅前広場の実施設計を行ったが、連続立体交差事業に貸し出している用地の返還がされないため、完成形に向けた工事ができない状況である。 以上のことから、事業の進捗状況を見ながら統合を検討することとする。 ・梅郷駅西土地区画整理事務所は、全ての工作物等の移転が完了し、使用収益が開始されたことから、換地処分に向け、地区を二つに分け、令和5年度は南側区域の出来形確認測量を行った ・関宿地区土地区画整理事務所に係る次木親野井地区については、平成3年から事業に着手し、関宿地域の中核となるまちを形成することができた。令和6年4月1日に条例、規則を廃止し、事業を終了した。	統合の時期については事業の進捗を見極めながら判断が必要なため。 統合の時期については、事業の進捗を見極めながら判断が必要なため。 統合の時期については、事業の進捗を見極めながら判断が必要なため。	統合の時期については、事業の進捗を見ながら判断する必要がある。 統合の時期については、事業の進捗を見ながら判断する必要がある。 統合の時期については、事業の進捗を見ながら判断する必要がある。	愛宕駅周辺地区市街地整備事務所は、愛宕駅西口駅前広場の整備を実施し令和6年度、夏頃の整備完了を目指している。 愛宕駅東口駅前広場については、現在の暫定形から完成形への整備について、5年度に設計を行い、連続立体交差事業の進捗との調整を図りながら、6、7年度で工事を予定している。 併せて、県道つくば野田線南側地区の密集市街地に係る新たな整備方針を地元に示す必要があり、統合の時期については、事業の進捗を見極めながら判断していく。 梅郷駅西土地区画整理事務所は、今後、換地処分を行い、清算金の徴収交付事務を行う必要があり、統合の時期については、事業の進捗を見極めながら判断していく。 関宿地区土地区画整理事務所は、次木親野井地区について、引き続き事業に関する対応を行う。 台町東地区について、遠方に居住している付保留地の地権者との交渉や事業未理解者との交渉、道路築造工事が残っていることから、付保留地の地権者との契約交渉、事業未理

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△(一部実施)又は×(未 実施)への対応
			台町東地区については、すべての一般保留地を処分し、台町東3号公園を整備した。 関宿元町地区については、組合設立準備会を発足させ、事業を進めることへの仮同意約89%を取得し、業務代行予定者の募集選定を行った。 ・都市整備課に係る野田市駅西土地区画整理事業については、野田市駅前広場整備工事、歩行者専用道路の整備や物件補償を行い、3月に供用を開始した。また、県道野田牛久線の整備は、主要地方道であることから通行止めが出来ないため、迂回路を設置し、地下埋設物の移設等を行うため、事業計画変更に向けて関係機関との協議を開始した。 連続立体交差事業については、野田市駅の新駅舎築造工事、自由通路築造工事及び公共下水道座生1号幹線(大どぶ)復旧工事を行い、野田市駅の新駅舎及び自由通路が3月に供用開始し、改札口と駅前広場が結ばれるとともに、バリアフリートイレも整備された。また、公共下水道座生1号幹線（大どぶ）復旧工事の進捗が図られた。 交差道路の工事に着手した。	統合の時期については、事業の進捗を見極めながらの判断が必要なため。	統合の時期については、事業の進捗を見ながら判断する必要がある。	解者との移転補償交渉を土地区画整理組合役員と連携しながら解決し、早期に換地処分ができるよう進めていく。 関宿元町地区については、難航している業務代行予定者の募集選定について、立地企業への優遇措置等を講じて企業を確保するとともに、業務代行予定者の決定に向けて進めていく。また、同時に都市計画決定手続きに伴う国、県との農林調整協議等を進めていき、令和7年度の事業認可及び組合設立を目指していく。 このようなことから当事務所の統合については、事業の進捗を見極めながら判断していく。 野田市駅西土地区画整理事業については、県道野田牛久線の整備が今後本格化することに伴い、事業計画変更が必要であり、連続立体交差事業は、本体工事の事後調査による補償交渉等、及び交差道路の工事を開始し、今後、道路施設の移管、事業収束に向けた関係機関との協議を実施していく。 野田市駅西土地区画整理事業地内の県道野田牛久線の整備には、迂回路の設置、地下埋設物移設後、本線道路の築造を進め、あわせて家屋の移転補償を行う必要がある。また、県道路管理者及び交通管理者をはじめ、地権者並びに各占用事業者など、関係機関と多岐にわたる協議が必要となる。 連続立体交差事業の事後調査や交差道路の整備、道路等の移管に関する協議、事業費の精算についても実施する必要がある。 このようなことから、各事務所との統合については、事業の進捗を見極めながら、判断をしていく。

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
	行政需要の変化に対応するため、随時見直しを実施【行政管理課】	○	公共施設の包括管理業務を令和 6 年度から開始するため、市が保有する施設全体をマネジメントし、より効率的な施設管理を進めるため、公共施設適正管理対策担当に管財課が所管する財産管理業務の一部を移管し、公共施設管理課を新設した。 市政運営の重要施策などを審議策定する主管者会議などの庁議を運営するに当たり、施策の迅速化等を目的に企画調整課から庁議に関する事務を移管し、総務課文書法規係を総務課法務室として新設した。		令和 6 年度から開始する公共施設の包括管理業務の実施に当たり、市の財産に関する事務を移管することで、市の保有する財産を総括した管理が可能となった。 公共施設を包括的に管理するとともに、各施策の迅速化を図った。	複雑・多様化する行政需要に的確かつ柔軟に対応するため、随時必要な見直しを行っていく。

② 附属機関の整理合理化

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
附属機関の整理合理化 （行政管理課）	公募委員の応募者の増員を図る取組の実施【行政管理課】	○	公募委員応募者の増加を図るため、引き続き市報、まめバス、東武野田線の市内駅舎へのポスター掲示、川間駅、七光台駅、清水公園駅、梅郷駅にある電光掲示板の活用、まめメールによる周知、公民館での募集要領の配布を行った。		15 機関（定員計 33 人）の公募を実施したところ、66 名の応募があり、効果的に周知が行えた。	審議会によっては、応募者が少ないものもあるため、より多くの市民の方に周知できる手法を引き続き検討していく。

(2) 定員の適正化

① 効率的な人材活用の推進

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
効率的な人材活用の推進 （行政管理課）	・会計年度任用職員を計画的に拡大 【行政管理課】	△	令和5年度においては、会計年度任用職員（フルタイム）71名を44部署に配置し、柔軟な職員配置を行った。	正規職員を会計年度任用職員に入れ替え、正規職員の削減を図っているが、期待したとおりに定着していない部署があるため。	期待していたとおりに定着していない部署がある。	引き続き、会計年度任用職員でも従事できる事務については、会計年度任用職員を活用しながら、行政需要に対応していく中でバランス良く職員を配置していく。

② 適正な職員配置の推進

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
適正な職員配置の推進 （行政管理課）	・各課における事務事業の現状及び見通しを把握し、会計年度任用職員や再任用職員を活用しながら、柔軟な職員配置を実施 【行政管理課】	△	適正な職員配置ヒアリングを実施し、業務内容等を確認した上で、再任用職員及び会計年度任用職員を含め、適正な職員配置を実施した。 会計年度任用職員、再任用職員を活用しながら、全体の人件費が抑制されるような配置に加え、各職員をバランス良く配置することが必要なことから、会計年度任用職員（フルタイム）を44部署71人、再任用職員を41部署65人配置した。	複雑、多様化する行政需要に的確かつ柔軟に対応するため、その時の状況に応じ、各部署の事務の状況や課題を把握した上で、適正に職員を配置する必要があるため。	複雑、多様化する行政需要に的確かつ柔軟に対応するため、その時の状況に応じ、各部署の事務の状況や課題を把握した上で、適正に職員を配置する必要がある。	引き続き、会計年度任用職員が従事可能な事務については、会計年度任用職員を活用していくとともに、令和6年度から導入される定年延長制度については、令和13年度に掛けて段階的に延長されることで、定年延長職員及び再任用短時間職員の人数が増えていくことになるため、それらの職員が従事する業務等の整理を行っていく。

(3) 給与の適正化

② 各種手当の適正化

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
各種手当の適正化 （人事課）	・ 3級昇格までの期間の延長及び3級の役職加算の廃止に向けて、職員組合と交渉を実施 【人事課】	△	3級の役職加算の廃止に向け、地方公務員法第55条第1項に規定する職員組合との交渉を行った。	職員組合との交渉を行ったが、妥結するに至らなかった。	職員組合との交渉を行ったが、妥結するに至らなかったため。	職員組合との交渉を継続実施する。

③ 時間外勤務の適正化

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
時間外勤務の適正化 （人事課）	・ 時間外勤務の発生要因を分析し、発生要因に応じた対策を講じることで、時間外勤務を削減する。 【人事課】	△	4年4月から時間外勤務の時間及び月数に上限を設定し、上限時間を超えた所属について、業務の進め方や割振り等に問題がないか、所属長等とのヒアリングを実施して検証している。 また、削減対策の取組として、ノー残業デイの徹底や所属長による職員への声掛けの実施、職員の事務の進捗状況や必要時間等について職員から直接聴取し、時間外勤務の理由や原因を把握する等、業務の平準化に努めている。	5年度の時間外勤務は約133,300時間（消防含む）となり、前年度比で約13,600時間の増となったため。	新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、それまで休止していたイベントや業務等が実施できるようになったことで、時間外削減の成果は得られていない。	時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行うとともに、デジタル技術の活用による事務効率化を図り、引き続き、時間外勤務の削減に努める。
	・ 会計年度任用職員の活用を積極的に進め事務のやり方を大幅に見直し、時間外勤務の適正化を図る。 【人事課】	△	5年度は会計年度任用職員（フルタイム）を44部署71人配置した。正規職員、再任用職員及び会計年度任用職員をバランスよく配置し、正規職員が本来行うべき業務に従事することで、職場全体の時間外勤務の抑制に努めた。	5年度の時間外勤務は約133,300時間（消防含む）となり、前年度比で約13,600時間の増となったため。	配置した会計年度任用職員が期待したとおりに定着しない部署があったほか、職場全体としては新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、それまで休止していたイベントや業務等が実施できるようになったことで、時間外削減の成果は得られていない。	会計年度任用職員の活用方法について、現状の分析及び検証を行い、会計年度任用職員が働きやすい環境づくりに努める。また、引き続き会計年度任用職員でも従事できる事務を整理し、職場全体の時間外勤務の抑制に努める。

(4) 職員の資質の向上

① 人事評価制度の活用

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
人事評価制度の構築 （人事課）	・目標設定、難易度等の明確化を重点とした研修を実施 【人事課】	○	評価者間の評価水準のばらつきを少なくすることを目的とした評価者向けの研修を行い、適正な人事評価の実施に努めた。		評価者研修の実施等により、評価の精度の向上に努めているが、評価のばらつきが解消されていない。	引き続き、評価者間の評価水準の平準化など、評価精度の向上のため、評価者を対象とした研修を実施する。
	・評価精度の向上後、昇給及び昇格へ反映 【人事課】	△	評価結果を管理職の一部手当について反映させている。	一般職員には反映できていない。	評価者研修の実施等により、評価の精度の向上に努めているが、評価のばらつきが解消されていないことから、評価結果の昇給・昇格への反映を行うことはできなかった。	評価のばらつきを解消するため、引き続き評価方法等の見直しを行うとともに、評価結果である能力、実績を適正に昇給・昇格に反映できるよう検討する。

② 職員研修の充実

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
職員研修の充実 （人事課）	・ 効果検証結果、要望 調査結果を踏まえた 研修の拡充 【人事課】	○	主事級研修（接遇）及び主任主事研修（コンプライアンス）について、指導者研修を受講した職員が庁内講師を担当したことで、研修実施による職員への指導に加え、講師としての自覚を持ち業務に従事することができている。 また、日常的に講師としての目線で、必要に応じて職員に対し指導を行うことができおり、研修効果が継続的に得られている。		5年度は4年度に主事級職員研修又は主任主事級職員研修の庁内講師を担当した職員が主事級及び主任主事級職員研修講師各2名を育成し、研修を実施した。前年度の庁内講師が今年度の庁内講師を育成することにより、さらなる研修効果を得ることができた。	6年度も引き続き同様の取り組みを行い、研修効果を高めていく。
	・ 研修知識の共有化 【人事課】	○	研修に参加した職員には、研修資料や報告レポート等により、それぞれの職場で研修内容を共有するよう説明している。また、研修効果を全庁的に浸透させるため、職級別研修の一部について、外部講師から庁内講師に切替え実施した。		研修内容の共有や庁内講師への切替えにより、よりコストパフォーマンスの良い研修効果を得ることができた。	庁内講師の定期的な入替を行い、庁内の指導者数を増やすことで、研修効果を庁内全体に、継続的に広げていく。
	・ 各種研修の実施及び 効果検証 【人事課】	○	研修を修了した職員が人事課に提出する受講報告書から、研修の理解度及び達成度等の評価を集計し、結果を外部講師にフィードバックしている。 また、職員が受講したい研修内容や伸ばしたいと考えている能力を確認し、次年度以降の研修内容の見直しや新たな研修科目の設定に反映している。		フィードバックや庁内掲示板を介したアンケート結果などを研修計画の策定において活用することができた。	引き続き、受講報告書及び研修受講者との面談等を通じて、研修の効果について検証し、次年度の研修計画の策定において活用する。

3 公共施設等の適正な維持管理

(1) ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進

① ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進 （営繕課、関係課）	・施設の劣化状況の把握 【公共施設管理課、関係課】	○	「施設管理者等による施設点検マニュアル」に基づき、施設管理者が、実施した日常点検チェックシートを公共施設適正管理対策担当に集約し、各施設の劣化状況を把握した。		施設管理者が、「施設管理者等による施設点検マニュアル」に基づく日常点検を、実施することで、施設の劣化状況を把握し、施設の維持管理、長寿命化に努めることができた。	引き続き施設管理者は、施設点検マニュアルに基づく日常点検を実施する。6年度からは、232施設において包括管理業務委託による巡回点検により、修繕履歴の把握と修繕必要箇所の抽出を行い長寿命化に努めていく。
	・施設の空調機器について、日常点検を徹底するとともに、市が責任を持ってフィルター清掃を実施 【公共施設管理課、関係課】	○	「空調機器点検方針」に基づき、施設管理者が、実施した簡易点検、フィルター清掃の報告書を、営繕課に集約し、実施状況を把握した。 また、空調機器の保守点検業務がない中小規模の施設等は、清掃業者によるフィルター清掃を年2回実施した。		「空調機器点検方針」に基づく簡易点検、フィルター清掃を実施することで、空調機器の劣化状況を把握し、空調機器の維持管理、長寿命化に努めることができた。	包括管理業務委託により、空調機器のフィルター清掃及び定期点検を実施し、劣化状況の把握をすることで長寿命化に努めていく。
	・別紙のファシリティマネジメントの基本方針に基づき各施設の改修等を実施 【公共施設管理課、関係課】	○	令和5年2月2日に開催した野田市公共施設等適正管理計画推進会議（議長：市長）において、学校給食施設の整備方針策定の先行整備を決定し、その先行整備に基づき、新たな学校給食センター用地を取得した。 また、施設の現状把握と適正な管理に有効と考えられる包括管理業務は、公募型プロポーザル方式で、事業者選定を実施し、事業者を選定した。 選定した事業者とは、令和6年度から包括管理業務の実施に向け、協議を実施した。		学校給食施設の整備方針策定の先行整備を実施し、公共施設の適正管理を推進することができた。 また、包括管理業務の受託事業者は、建物維持管理の専門事業者として、建物の状況を把握する巡回点検を実施する。 このことより、施設管理者は、これまで以上に、施設の劣化状況を把握し、施設の維持管理、施設の長寿命化に努めることができるようになる。	包括管理業務委託による巡回点検により、施設の劣化状況を把握することができるようになり、優先順位をつけた修繕計画を作成して長寿命化に努めていく。

(2) 民間施設の有効活用
① 民間施設の有効活用

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△(一部実施)又は×(未 実施)への対応
民間施設の有効活用 （行政管理課、関係 課）	超高齢化社会の到来により地域における行政サービスの提供や地域住民の交流拠点としての施設が必要になることから、その整備に当たり、既存の民間施設の活用を含め検討し、必要性や実現可能性の高いものから順次整備 【行政管理課】	△	令和5年4月から地域コミュニティの拠点として、多世代交流センターを開設した。 また、借上げ市営住宅について、協議を進めた。	借上げ市営住宅の導入に至っていないため。		引き続き、民間施設の洗い出し等を行い、民間施設の有効活用に係る庁内検討委員会での検討を行いながら、必要な手続を経て施設の利用、整備を行っていく。

(3) 公有財産の有効活用
① 未利用地の有効活用及び処分

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△(一部実施)又は×(未実施)への対応
未利用地の有効活用及び処分 （管財課）	- 行政財産として利用が見込めない土地を普通財産に移管し、他部署で利用の可能性があるかを検証し、新たな処分候補地及び貸付地を選定（狭小や不整形な土地について、処分候補地とするか、貸付地とするかを検討） - 検討した内容を踏まえ、貸付けが見込める土地（看板用地の貸付けなどでの活用）の貸付けを実施【公共施設管理課】	△	普通財産について、一般競争入札で7件、不整形狭小地を隣接者への売買で2件、公共事業に係る代替地として1件、廃道・廃水路敷地を隣接者からの払下げ申請で9件、計19件を売払い処分した。 一般競争入札で処分した普通財産7件のうち6件は、次木親野井土地区画整理事業の保留地が、換地処分され、用途廃止した普通財産。 また、新たな貸付けの実施は無かったが、従前からの貸付、資材置場等の一時貸付が、49件あった。	普通財産のうち、新たな貸付地の対象となる箇所は、見当たらなかった。	普通財産を、売払い処分、貸付することにより、管理する箇所が減少し、除草作業等の維持管理費が軽減した。	引き続き、普通財産の売払い処分、貸付について、検討、実施を進める。 なお、売払いが見込めない土地は、隣接者に取り希望の有無を確認し、取り希望がない場合は、看板用地として貸付けが見込めないかを検討する。
	- インターネットオークションによる売却手法の導入を検討 - 選定した新たな処分候補地と一旦凍結している土地のインターネットオークションによる公売を実施【公共施設管理課】	△	市報、市ホームページの掲載、宅建協会（東葛支部野田地区長：グッドリビング）、以前に市有地の売払いについて個別に問合せがあった事業者連絡する手法により、一般競争入札による普通財産売払いを周知したが、インターネットオークションによる公売は実施しなかった。	インターネットオークションは、公有財産オークションシステム利用料が生じる。 市報、市ホームページ等の掲載により、15件の普通財産売払いを一般競争入札で案内したところ、7件を売払い処分し、インターネットオークションによる公売は実施しなかった。	インターネットオークションにより、市民、民間事業者は、普通財産売払いの一般競争入札への参加が容易になる。	次木親野井特定土地区画整理事業の保留地を普通財産とし、14件のうち6件を売払い処分した。残りの8件は、他の普通財産も含めて、インターネットオークションを検討する。 インターネットオークションは、公有財産オークションシステム利用料が生じるため、費用対効果の検証も実施する。

② 公共物への有料広告の掲出

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
公共物への有料広告の 掲出 （行政 管理 課、関係 課）	- 新たな広告媒体の活用を検討 【行政管理課】 - 有料広告に限らず、ふるさと納税やクラウドファンディングなどによる財源調達について検討 【企画調整課、行政管理課】	△ ○	- 野田市総合公園スケートボードパーク、野田市総合公園体育館の２施設について、ネーミングライツ契約に基づき、それぞれ令和５年４月、同年７月から愛称の使用を開始した。また、新たな広告媒体については、見出せていない。 - ふるさと納税については、ふるさと納税業務支援委託事業者の見直しを令和５年９月に実施し、委託料率を８.３％から２.５％に引き下げたことで、１０月からふるさと納税に係る経費は寄附額の５割以下とする国が定める基準の厳格化に適切に対応した。また、引き続き新たな記念品の発掘等を行ったほか、新たなポータルサイト「ふるラボ」を追加し、全８つのポータルサイトで寄附金の募集を行った。	市の公共施設にネーミングライツを募集し、愛称による運営を随時行っているところであるが、その他の公共物に対する検討が行われていない。	令和４年よりネーミングライツを導入した公共施設は、合計９施設となっており、令和６年度では年額合計８２２万円の財源確保に繋がっている。 左記取組の実施により、前年度のふるさと納税による寄附額約１億１,３００万円を大きく上回る約１億８,８００万円の寄附を受けることができた。	- 応募があった野田市総合公園庭球場及び野田市総合公園自由大広場の２施設について、令和６年４月から愛称の使用を開始した。 - 引き続き新たな記念品の発掘等を行うとともに、市の魅力ある記念品を全国に効果的に周知するなど、寄附額の増額に向けて取り組む。

(4) 行政サービスの広域化

① 自治体間の連携

細項目	実施項目	実施状況	実施内容	△（一部実施）又は ×（未実施）の理由	成果	今後の取組、△（一部実施）又は×（未実施）への対応
自治体間の連携 （企画調整課、行政管理課）	- 既存の行政サービスについて一部事務組合等の活用を検討【行政管理課】 - 本市の地理的特性を踏まえ、埼玉県及び茨城県の団体との連携についても積極的に検討【企画調整課】	△ △	一部事務組合等の活用については、引き続き情報収集に努める。 国が検討している「圏域」については、地方制度調査会の答申等の動きを注視している。 また、県外団体との連携については、市域を超えた地域公共交通の維持に当たり、坂東市並びに茨城県と連携し、路線バスの維持に努めた。	一部事務組合等については、県内の事務組合について情報収集に努めたが具体的な検討には至っていないため。 「圏域」の動向を注視している状況であることに加え、現在県外で組織されている一部事務組合等を含めて、行政サービスの課題解決に効果的な連携がないか情報収集しているところであるため。	具体的な検討に至っていない。 市域を超えた地域公共交通の維持に当たっては、茨城県地域交通政策推進協議会の委員となり、運行の継続が難しくなっていた「野田市駅～岩井車庫間」の路線バスを維持することができた。	自治体間の共同運営については、県内近隣市だけでなく、隣接する他県の市町村との共同処理についても研究を行い、活用を検討していく。 地域公共交通の維持に当たっては、引き続き市域を超えた連携を進める。また、他の行政サービスにおける課題解決に当たり、県内及び県外の近隣市との連携が必要と考えられるものについては、今後も積極的に検討していく。

行政改革推進委員会スケジュール

行政改革推進委員会の開催は、諮問から答申まで8回を予定しております。審議の進捗状況によっては、回数が増える又は審議内容が変更になる場合があります。

委員会	開催日	審議内容
第1回	7月31日（水）	○ 会長、副会長の選出 ○ 行政改革大綱の見直しについて（諮問） ○ 行政改革大綱の重点目標及び取組項目並びに見直しの方向性について ○ 行政改革大綱実施計画に係る令和5年度取組状況について
第2回	8月下旬	○ 市民との協働 ・ 自治会との協働による行政課題への対応 ・ 社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり ・ NPO法人及びボランティア団体との協働 ○ 民間活力の有効活用 ・ PPP／PFI手法導入優先的検討規程の策定及び活用 ・ 指定管理者制度活用の推進及び検証 ・ 民間委託の推進
第3回	9月下旬	○ 財政運営の健全化 ・ 財政規律の堅持 ・ 市税、保険料、使用料等の徴収率の向上 ・ 補助金の在り方の検討 ・ 給付サービスの見直し ・ 入札及び契約制度の見直し ・ 使用料等の負担の適性化 ・ ふるさと納税制度の活用の推進 ○ 公有財産の有効活用 ・ 未利用地の有効活用及び処分 ・ 公共物への有料広告の掲出
第4回	10月中旬	○ 行政サービスの在り方の検討 ○ 外郭団体等の運営の合理化 ○ 組織機構の見直し ・ 組織の統廃合と組織体制の整備 ・ 附属機関の整理合理化 ○ 行政サービスの広域化

第5回	11月上旬	○ 定員の適性化 ・ 効率的な人材活用の推進 ・ 適正な職員配置の推進 ○ 給与の適性化 ・ 給与制度の見直し ・ 各種手当の適性化 ・ 時間外勤務の適性化 ○ 職員の資質の向上 ・ 人事評価制度活用の推進 ・ 職員研修の充実 ○ 自治体D Xの推進 ・ 行政サービスのデジタル化の推進 ・ 情報セキュリティポリシーの遵守
第6回	11月下旬	○ ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進 ○ 学校配置の適性化 ○ 民間施設の有効活用
第7回	12月下旬	○ パブリック・コメント手続の実施について
※予備	1月上旬	※審議の進捗状況により開催
パブリック・コメント手続	1月上旬 ～2月上旬	
第8回	3月下旬	○ パブリック・コメント手続の結果について ○ 行政改革大綱の見直しについて（答申）

※開始時間及び開始場所については、改めてお知らせいたします。